

薩摩焼をめぐる苗代川関係文書について

深 港 恭 子

(本館資料調査編集員)

当館は、平成一〇年に薩摩焼発祥四〇〇周年を記念して「世界のさつま」という展覧会を開催した。その際、現存する薩摩焼関連の参考文献を調査し、それらによる薩摩焼年表を図録の巻末に掲載した。この年表の目的は、どの情報がどの文献に記されているかを紹介するとともに、現在書籍類で紹介されている薩摩焼の歴史がどのような文献から導き出されてきたものを明らかにすることであった。

そのため、時間の許す限り多くの文献にあたったが、一見数多く見える文献等も、元となる一つの史料を踏襲してまとめ直したものが多く、決して豊富にあるとは言えず、中でも役所などの公的記録や日記といった客観性の高い文献が極めて少ないということが、当時調査を進める中で率直な感想であった。さらに明治時代になると、封建社会からの解放という一大転換期を迎え、保護を失った中でそれぞれが独自に生き残りを迫られた。その一方で、今回本文で紹介する明治六(一八七三)年のウィーン万国博覧会以降、万博とともに国内でも盛んに勧業博覧会が開催されるようになり、産地は販売促進とアピールの場を求めて競ってそれらに参加した。このようなことから、それらに関連した文献類には、誇張された内容のものも多い。

このため、薩摩焼に関する文献の整理が重要な課題であるとの認識を深くしたが、今回は薩摩焼の発祥から現代に至るまで、その命脈を保つ

ている苗代川をめぐる史料数点に取り組んだ。今回の目的は、苗代川をめぐる史料の出自を含めた位置と内容の紹介、それらの内容から苗代川の歴史を紹介することに主眼を置いた。今回三つの史料を取り上げるが、そのうちの二点及び本文で参考にした一部の文献は、前述の年表では調査の対象に入っていない。今回ここで取り上げて紹介することにより、図録の年表を補足することにもなればと思う。

第1章 「先年朝鮮より被召渡留帳」

薩摩焼研究の基本史料として、これまでに行われたどの研究にも薩摩焼の歴史を手繰る最も重要な史料として扱われてきたのが、国立国会図書館が所蔵する「先年朝鮮より被召渡留帳」(以下、「留帳」という)である。この記録については、薩摩焼研究の先駆者である前田幾千代氏が昭和九年に著した『薩摩焼總鑑』及び昭和一六年に田澤金吾氏と小山富士夫氏がまとめた『薩摩焼の研究』^{*1}で参考文献として扱われたのをはじめとして、その後の研究に欠くことのできない史料となっている。

薩摩焼発祥をめぐることは、朝鮮陶工の渡来した時期について、文禄年間説と慶長三年説という二つの説が言われてきたが、現在ほぼ定説となっている慶長三年説の最も重要な根拠の一つとされているのがこの「留帳」である。

「留帳」は、昭和五十一年に覆刻された『陶器全集』第三巻の「図解薩摩焼」^{*3}に含まれている。薩摩焼の原料や製作法の記述と絵図、苗代川から陶工たちが移住して開かれた笠野原について記録した「先年朝鮮へ被召渡由来記」及び薩摩焼銘款とともに紹介されている。『陶器全集』には、これらの史料については「原本は、上野帝国図書館蔵本であって、明治初期、政府の命令で描かされたものかと想像される」と紹介されている。また、その他の「留帳」を参考文献として扱っている薩摩焼関係の記述等を見ても、その紹介はおおむね「明治五年政府の要求によって記された」といった具合に書かれている。

しかし、この史料が薩摩焼の基本史料として扱われてきた点を考慮すると、今からおよそ四〇〇年前、豊臣秀吉の朝鮮出兵に参加した島津義弘が連れ帰った朝鮮陶工たちによって始まったとされる薩摩焼の歴史を語るには、意外にその執筆された年代が新しいことに驚く。また、政府の要求とは何であったのか、何の目的で記されたのかという、この資料の根本的な出自とも言うべき情報は、あまり知られていない。ここではできるだけこの資料の歴史的な位置を明らかにしていきたい。そのためには、「留帳」が所収されている『陶器集説』の位置付けが不可欠であるため、これに着目しながら「留帳」について検討してみたい。

1 『陶器集説』

(1) 概要

「留帳」は、国立国会図書館が所蔵する『陶器集説』全四巻に所収されている。これについて、『国書総目録』には「四冊 類—陶磁 写—国会」と紹介され、国会図書館の蔵書目録にも、同じく写本という形で

紹介されている。第一巻が「陶」、二巻が「器」、三巻が「集」、四巻が「説」となった和綴本で、サイズはそれぞれ縦二六・五センチ、横一九・〇センチ、厚さは一・三—一・八センチである。厚手で茶色の表紙がつき、「陶」・「器」の二冊、「集」・「説」の二冊がそれぞれ一つの帙に納められている。基本的には墨書の手記で、「説」の最後の部分に一方所だけ印刷によるものがある。

一頁目に「大正2・7・21購求」の青印と、「帝国図書館」の朱印が押されており、大正二年七月二日に国会図書館の前身である帝国図書館が購入したものであることがわかる。さらに「杉園蔵」という朱の蔵書印が押されている。杉園とは、文学博士小杉楹邨^{*4}氏の雅号で、『国立国会図書館蔵書印譜』^{*5}には、この印が押されているものは同氏の旧蔵本であると記されている。国会図書館には、小杉氏の旧蔵本が四〇〇冊余り入っており、そのほとんどが写本で、勸業博覧会関係のものも多少混じっているという。小杉氏は、明治五年に新政府に出仕し、帝室博物館の技手や東京帝室博物館の評議員も勤めている。このようなことから『陶器集説』が、同氏の蔵書になったのではなからうか。

『陶器集説』には序文等はなく、作成の経緯はこの本からは分からない。それぞれの巻の見返し部分に見出が書かれており、「陶」には、京都粟田焼・五條阪焼、近江信楽・國分、尾張瀬戸・赤津、美濃高山・多治見、加賀九谷とあり、「器」・「集」・「説」も同様のスタイルで、全国の陶磁器の産地名が記されている。

内容は、四冊とも一貫して産地ごとにその起源や材料、使用した道具、技法を紹介しており、中には彩色を施した道具や製作風景の絵図を添えているものもある。また、一部の産地には記述年を書いたものがあり、

その年は一部の例外を除き、すべて明治五年とある。提出者の名前も書かれている場合が多い。中には「仰せにより書付」といった記述も見られ、何らかの要求によって記されたことを窺わせる。

用紙は、博覧会事務局の名称のある罫紙のほか様々な用紙が混在している。前述したとおり、「陶器集説」は写本の扱いであるが、実際に写本されたのは、博覧会事務局の罫紙の部分のみと見られる。その他は、全国の焼物産地が提出した資料そのものと思われ、それを裏付けるように、最後の部分に署名に黒印を押したものがある。これらの情報を四巻にかけて製本したものが「陶器集説」である。

先に、明治五年の記述が多いのに対し例外があると述べたが、これは「説」の肥前有田の部分に、明治二年に臨時全国寶物取調局の罫紙に書かれたものが入り、さらに明治一五、一六年の情報が入った印刷物が含まれていることである。これはおそらく、明治五年に提出された史料が「陶器集説」という形で製本されたのは、少なくとも明治一五、一六年から小杉氏が所蔵していた大正二年までのことで、製本する際、関連の情報として付け加えられたものと思われる。

(2) 薩摩の記述

『陶器集説』の中で、薩摩焼に関する記述は「説」の中にあり、この部分の構成は、大きく「高麗傳陶器起元製造書」(二七丁)、「先年朝鮮より被召渡留帳」(三〇丁)、「先年朝鮮分被召渡由来記」(七丁)に分けられる。

「高麗傳陶器起元製造書」は、さらに「磁器製造起元之事」(二丁)、「焼物製作等の記述」(一丁)、絵図(一四丁)に分けられる。「磁器製造起

元之事」は、慶長三(一五九八)年に始まる薩摩焼の起源を説明し、続いて他産地の記述と同じく、焼物製作に関わる記述へと続く。ここでは、原料の採取地、採取した土の製法、釉薬の調合法、窯建築の方法、色絵具の調合法、さらに当時使用していた窯道具の名称及び使い方の説明にまで及び、絵図には焼物製作の様子と、使用していた道具が描かれている。専門の絵師の手になるものと思われ、それぞれの場面が生き生きと描かれ、製造状況の記述とともに当時の薩摩焼製作の様子を知る貴重な史料である。

「留帳」には、苗代川の歴史が、慶長三年の朝鮮陶工の上陸から享保七(一七二二)年まで編年的に記されている。この内容については後で詳しく紹介する。この文書の差出人として、役人車金圓、鄭仙益、與頭沈孟順、朴寿悦、金孟廣が名を連ね、それぞれに黒印が押されている。日付は「申五月廿五日」、つまり明治五年五月二十五日である。

「先年朝鮮分被召渡由来記」(以下「由来記」という)も「留帳」と同じスタイルで、こちらは苗代川から笠野原に陶工が移住して始まった笠野原焼に関する記述である。この中には、苗代川から笠野原への移住に関する文書を写したのも含まれており、非常に客観性の高い資料であると思われる。差出人及び日付は、「留帳」と同様である。

この薩摩に関する部分について、さらに用紙の質等について述べておくと、「高麗傳陶器起元製造書」は博覧会事務局の罫紙に書かれており、それに添えられた絵図は別の用紙を使用している。「留帳」及び「由来記」については、「留帳」の表紙のみや白味の強い和紙で、その他はすべて同じ和紙に書かれている。

(3) 「薩陶製菟録」

鹿児島県立図書館と東京大学史料編纂所が、それぞれ「薩陶製菟録」という薩摩焼関係の資料を所蔵している。薩摩焼に関する記録を丹念に集めた内容豊富な写本である。編纂所蔵の「薩陶製菟録」は、大正一五年に県立図書館所蔵のものを島津家臨時編輯所が写したものである。編纂所蔵の目次に「一、明治五年九月博覧會事務局へ差出候控」という項目がある。県立図書館蔵本にはこの目次はなく、島津家臨時編輯所が写す際に新たに目次を書き加えたものであるが、同じ内容の記録は県立図書館本にも含まれている。これに記されている内容は、「陶器集説」中の「高麗傳陶器起元製造書」の焼物製作等の記述の部分とほぼ一致しており、その文末に「明治五年壬申九月高麗傳陶器起元製ノ次第並機械ノ圖博覧會事務局へ差出候控ト有リテ扣」とある。文字通り、明治五年九月に高麗傳陶器起元製の次第並びに機械の図を博覧會事務局へ差し出した控が存在し、その控えをさらに写したものである。

このことから、「陶器集説」の薩摩焼の部分の提出先が博覧會事務局であったことが分かり、その中の「高麗傳陶器起元製造書」の部分が博覧會事務局の野紙に写されたものと思われる。

(4) 甲賀郡長野村の提出資料

「陶器集説」の薩摩焼の部分は、前述のとおり博覧會事務局に提出されたものと思われるが、その他にも同様のことを裏付ける記述がある。

「集」の巻に含まれる甲賀郡長野村の記述の最後の部分に「右者此度博覧會ニ付陶器製造員數明細ニ取調可奉書上旨被仰付取検査候處書面之通相違無御座候、圖面之儀者別冊ニ奉書上候、以上 明治五年壬申五月

甲賀郡長野村年寄石野五兵衛 年寄奥田庄左衛門 庄屋加藤彦二郎 滋賀県御廳」という記述がある。

この一文は、「陶器集説」の性格を端的に示している。まず、この文章を分析すると、博覧會のための資料であること、陶器に関する明細の取調を行い提出することを命ぜられたこと、絵図を付けることも指示されたこと、提出したのは明治五年であること、その土地の責任者と言える年寄、庄屋等が提出していること、差出先は県庁であることが分かる。先に述べた薩摩焼とこの長野村の記録から、これらの史料提出の目的は博覧會にあり、産地の調査と史料の提出が博覧會事務局から命ぜられ、各県庁がその産地の責任者に史料の提出を依頼し、明治五年に提出されたということになる。そして、集められた史料は、一部博覧會事務局で写本された。

それでは、これらの資料が必要とされた博覧會とはいったい何であるか。「陶器集説」の自身が提出された明治五年と関わりの深い博覧會について検討を進めたい。

2 ウィーン万国博覧會

(1) 明治五年と博覧會

日本は、慶応三(一八六七)年のパリ万国博覧會に明治政府として初めて出品を行った。しかし、この時は薩摩藩が「日本薩摩太守政府」、佐賀藩が「日本肥前太守政府」として、明治政府の「日本大君政府」と対等の立場で博覧會に参加した。

一九世紀後半は、ヨーロッパを中心に盛んに万国博覧會が開催された時代である。この時代は、工業の分野での革命的発展に端を発した諸分

野での大転換期にあたり、それに伴いそれぞれの国の文化水準を表現する場、世界の最先端の「産業」の動向を目の当たりにできる機会として万国博覧会が盛んに開催された。博覧会自体が産業の発展の一端を担っていたとも言えるだろう。そのため、世界各国が競って博覧会に参加し、自国の世界へのアピールと、「産業化」のための情報の収集に力を尽くした。

日本もその例外ではなく、「産業化」の情報収集のみならず、西洋文明そのものの吸収もまた、日本にとっては大きな意味を持った。この状況下で、明治政府が初めて国として本格的に参加したのが、明治六（一八七三）年開催の「ウィーン万国博覧会」（五月一日から一月二日まで開催、以下「ウィーン万博」という）である。ウィーン万博は、明治政府が世界に向けて日本の物産を紹介するのはもちろんであるが、明治政府自身を世界にアピールする格好の機会となったわけで、政府は威信を懸けて、その成功に向けて極めて周到な準備を行った。明治五年とは、この博覧会の前年、博覧会参加の準備に明治政府が全力を尽くしていた年である。

（2）ウィーン万博と『陶器集説』

ウィーン万博参加に関しては、『*6 澳國博覧會參同記要』（以下、「記要」という）によると、明治四年二月にオーストリア公使から外務卿澤宣嘉に初めて参加要請があり、同一二月出品の種類員数等の調整が行われ、翌五年一月八日には正院中に局が設けられ、その月に太政官から一般に向けてウィーン万博参加の布告がなされた。*7 同二二日には、局は博覧会事務局と名前を変え、以後博覧会参加に関する準備がここを中心にして

行われることになる。この間に各府県に出品勧誘の要請が出されているが、三月にはさらなる充実を図るため、物産の多い地方へは局員が派遣されている。

特に、「京都ノ織物陶器佐賀縣ノ磁器・（中略）・・鹿島縣ノ薩摩焼栃木縣桐生ノ織物其他東京蒔絵職等ノ如キ後來輸出ノ目的アル物品ニシテ其職業拔群ナル者ハ特ニ之ヲ本局ヘ呼出シ篤ク説諭ヲ加ヘ且多少物品ヲ製造セシメ而シテ製造中他ノ職工ヲ管理スベキ者ニハ職業ヲ励精シ良品ヲ製出セシメンガ為メ物価ノ外金五圓前後ノ月給ヲ付與シ・」（記要）とあるように、輸出の可能性のあるものに関しては、積極的に出品を要請し優遇措置が設けられている。そして、薩摩焼もその可能性を注目されていた重要産品の一つであった。

この動きの中で、「該會參同ノ事決スルカ出品解説ヲ著作スルノ必要ヲ生シ其製法ヲ考究シテ幾多ノ材料ヲ蒐集セリ」（記要）というように出品物の解説をつくるためにその材料となる情報収集の必要が生じた。博覧会事務局からの通達には「物品所産並ニ製造等之著説ハ尤肝要ニ付：」「御國天産人造物ヲ最終選択シ其図説ヲ可要モノハ之ヲ述作シ・」（記要）とあるように、参考資料の提出が求められた。こうして全国から集められた情報のうち、特に陶磁器に関する提出書類を集めたものが、『陶器集説』の中身である。

出品物の収集は、各使府県に文書で依頼され、「・・開拓使府縣へ書ヲ以テ官ニ於テモ御國産ハ總テ蒐集検査シテ出品セラルヘキニ由リ使府縣ニ於テモ製造品ハ精良ニ製造セシメ・」とあるように、出品物については、国において厳選されたようである。そして、各県庁は焼物産地の責任者に情報の提供を求めたのであろう。このことは、前述した『陶

『器集説』の甲賀郡長野村の記述から明らかである。このように「記要」に見られる記述と、『陶器集説』の内容及びそこから窺われる史料提出の経緯は、全く一致するものである。

「記要」によれば最終的に、博覧会事務局が出品物の採集を終了したのは、明治五年の十一月であった。そして同月二十九日から梱包作業が始まり、翌六年の一月一日品川から船でウイーンに向けて出発、約七日間の船旅を経て三月二日にオーストリア着、出品物が博覧会の会場に到着したのはさらに一カ月あまり後の四月下旬のことであった。

ウイーン万博に出品された薩摩焼は、「万国博覧会出品目録」によると苗代川から大型の花瓶や茶碗、壺など白薩摩が一九種七五点、龍門司から五種^{*8}一点であった。

ここで、「留帳」の記された明治五年五月と『薩陶製蒐録』の明治五年九月提出という二種類の日付について、若干言及しておきたい。博覧会出品については、その提出の期限は六月晦日とされた。そのため、『陶器集説』に含まれている史料は、明治五年の五月から六月にかけてのものが多く、県庁宛になっている場合が多い。「留帳」の日付が五月であるのに対し、『薩陶製蒐録』に九月に提出されたと記されているのは一見矛盾しているようにも見えるが、これらの記述が産地の責任者から各県庁を通して博覧会事務局に提出されているという時間的な経緯を考えると、特に問題はないと思われる。

また、物品の提出期限は六月となっていたが、実際はその限りではなかったようである。これは、『陶器集説』中に七月、一〇月の日付のものが含まれていることから窺えるが、前述したとおり、実際に出品の採集が終了したのは、当初の目的から五カ月後の明治五年十一月のこと

であった。

3 博覧会事務局の調査内容

『陶器集説』の薩摩焼の記録についてはすでに述べたが、さらに全体を通観したとき、資料を提出した産地に共通して取り上げられている項目があることに気付く。まとめ方の順序や形式はそれぞれ独自の形をとっているが、含まれているのは次のような項目である。

①焼物産地の起源、②使用する土の産出地、③焼物用土の製法、④釉薬となる原料及びその産地、⑤窯の造り方（窯の形態）、⑥絵の具の種類と製法、⑦焼き方である。

すなわち、これらが博覧会事務局が特に求めた調査内容であったと思われる。また、前述したように、博覧会事務局は図説の要求も行っているため、『陶器集説』の多くの産地の資料に絵図が含まれている。これらは単に明治政府が行った焼物産地の調査ではなく、翌年に参加を控えたウイーン万博のためという明確な目的をもって行われた調査であり、これらの調査結果は、出品作品の選定、あるいは出品作品を博覧会で紹介し、広く海外に売り込むための補足資料として有効に活用されたことは想像に難くない。

この調査は、明治五年に全国の焼物産地に対して一斉に行われており、現代で言うなら全国焼物統計調査とも言ったところであろうか。それぞれの産地の由来から原料、技術全般、場合によっては生産高に至るまでの調査が、明治初期の段階、いわば江戸時代からの伝統が色濃く反映を残していた時代に全国一斉に行われたことは、大変意義深いことと言えよう。

4 「留帳」の性格

これまで述べてきたように、まず明確に言えることは、「留帳」を含む記述は、ウィーン万博に薩摩焼を出品するにあたり、作品の選定や博覧会で作品を紹介するための資料を提供するために執筆されたものであるということである。そしてこれらの史料は、博覧会事務局が各県庁に依頼し、さらに県庁が苗代川に史料の提出を命じたもので、それに対して史料を提出したのが苗代川の役人車金圓・鄭仙益、與頭沈孟順・朴寿悦・金孟廣といった苗代川の中心的人物たちであった。

しかし、「留帳」の内容は、薩摩焼が発生してすでに二七〇年以上を経た明治五年に記されているにも関わらず、発生から一四〇年足らずの歴史しか記されていない。明治五年に、当時薩摩焼を代表する産地であった苗代川で、薩摩焼に関する歴史をまとめる作業が行われたとしたら、内容が苗代川に限定されるにせよ、薩摩焼の発祥から明治五年までの歴史が記されるのではなからうか。この点で、何か矛盾を感じざるを得なかったが、これを県庁へ提出された一連の史料の一部としてみると、日付及び署名は、県庁への提出に関連した日付と署名であることがわかる。そのため、「留帳」の本文と日付及び署名は「端切り離して考える必要があるのではなからうか。

また、提出史料には「磁器製造起元之事」という薩摩焼の歴史を紹介した「留帳」とは別の記述が存在する。これは、極めて簡潔にまとめられており、五〇〇字余りのものであるが、渡来年と到着地、渡来した者の姓、焼物用白土の発見者とその所在、苗代川の風俗、そして「今爰に住居するもの男女一千四百五拾餘人古人より傳來之陶器製を以て平生の産業とす。」のように明治五年現在の状況も含まれている。「陶器集

説』を通観していくと、各産地の史料の中心をなすものは産地の起源や製法などで、薩摩焼に関して言うならこの「磁器製造起元之事」が含まれる「高麗伝陶器起源製造書」の部分である。

これらのことから、「留帳」は、明治五年段階での薩摩焼を調査・記述する際、その主体である「高麗伝陶器起源製造書」の内容、特に「磁器製造起元之事」の薩摩焼の歴史を補足するための史料として添えられたものと思われる。「留帳」として紹介された内容の原本としての文書類が存在し、それを写して添付したものではなからうか。逆に言うならば、このことが「留帳」に一四〇年足らずの記述しかない理由を明らかにするのではなからうか。

「留帳」の底本は少なくとも明治五年当時苗代川に存在し、苗代川の役人、與頭等に比較的知られたものであった可能性が高い。今回はこれらの疑問について調査の機会がなかったが、今後の課題としておきたい。

第2章 薩摩焼をめぐる三史料の比較検討

ここでは、前述の「留帳」に、東京大学史料編纂所が所蔵している「苗代川由来記」（以下、「東大本」という）及び黎明館が所蔵している「苗代川由来記」（以下「黎明館本」という）を加えて、三史料の内容の比較検討を試みたい。これら三史料を比較の対象として選んだのは、伝来が全く違うにも関わらず、そのスタイルや内容に共通する点が数多く見受けられるからである。

「留帳」については、第1章でその概要や記された経緯を含めて詳細に述べた。残りの二つの資料についてまずその概要を紹介し、三史料の比較を行い、その位置づけを試みたい。

1 東大本「苗代川由来記」

「東大本」は、当館と東京大学史料編纂所が共同で進めている「島津家文書収集整備事業」^{*9}によって、「島津家文書」^{*10}がデータベース化され、原本のマイクロフィルム画像をパソコンで検索・閲覧できるようになった結果、目にする事ができた史料である。「東大本」は、『苗代川資料』と題する渡来朝鮮陶工たちの集落苗代川に関する史料が豊富に含まれる一連の史料の中の最初に納められている。

奥付によると『苗代川資料』は、島津家臨時編輯所の委員伊地知茂七氏が提出したもので、隈元潔氏が写本を行い、大正一五年一月一日に完了、翌年二月二六日に島津家編輯所の図書として受け入れられている。公爵島津家編輯所の罫紙に楷書体で書かれており、非常に読みやすいものである。本文は簡条書きで、編年の歴史を紹介しているが、「東大本」は表紙と思われる部分に「第八號 苗代川由来記 自慶長三年 至寶曆十三年」と書かれている。また、この記述の最後に伊地知氏は、大正六年二月二〇日付けの但し書きを添えており、この史料は篠崎雄蔵氏から借り受けて写したもので、底本には所々に書き入れや添削があつて読みにくく、前後の関係が分からない部分があつたと記している。本文の中に「伊云」と書かれたところがあり、伊地知氏が若干の注釈を加えている。

2 黎明館本「苗代川由来記」

この史料は、当館が平成一一年八月に収蔵したもので、詳しくは後述するが当館で「苗代川由来記」と名付けたものである。縦二六・七センチ、横四〇・〇センチの美濃紙一〇枚からなり、所々に虫食いによる欠

損が見られるものの、保存状態はおおむね良好である。それぞれの紙には、左右に二カ所ずつ丸い穴があいており、以前は袋綴じの冊子の形態であつたとみられる。この文書は、長く個人の所蔵となつており公表されたことはなかつた。旧蔵者によると、苗代川の朴寿悦家伝来の文書の一部であるとのことである。表紙、題字等はなく、簡条書きの形式で、文禄元（一五九二）年から貞享元（一六八四）年までの苗代川にまつわる歴史を編年的に記録している。

「黎明館本」が伝来したとみられる朴寿悦家について若干ふれておくと、朴寿悦は、すでに述べた「留帳」に、提出者の一人として署名、押印しており、苗代川の與頭を勤めた人物である。また、朴寿悦家は代々朝鮮通事として活躍した家柄でもある^{*11}。

鹿児島市在住の大武進氏が、同じく朴寿悦家伝来の文書「苗代川由来記」（以下「大武本」という）を所有しておられる。この文書は、同氏の著書『薩摩苗代川新考』によれば、苗代川の文書等が多く市場に出され散逸した時代に県内の古美術を扱う業者から、氏が購入した総数二四〇点に及ぶ朴寿悦家文書の中の一つである。その記述によれば、「無表紙、和紙十丁の墨書綴じ本」であり、「明らかに幕末、または明治初年の写本で、紛れもなく『苗代川由来記』（公爵島津家編輯所編・東大史料編纂所蔵）の異本である。」とされる。

「黎明館本」と「大武本」を比較してみると、①表紙及び題字がない、②編年的な簡条書きのスタイルである、③文禄元年にはじまり貞享元年の記述で終わる、④「黎明館本」は延宝の記述を「寛宝」と書き間違っているが、「大武本」も同様に「寛宝」と書き間違っているなど構成を含めて類似点が多く、筆跡も同じと思われる。対して相違点は、若干表

現の仕方に違いがある程度で、「黎明館本」は「大武本」の異本と捉えることができる。「大武本」は、系譜を含む朴家のまとまった資料に含まれているため、「黎明館本」も朴寿悦家伝来のものであると考えてよいだろう。

3 三史料の比較

(1) 解読文の紹介

ここでは、重複する部分が多い三史料の内容について、より具体的に検討するため、それぞれを解読した後、三つの解読文を表形式にした。

また、三史料に共通する箇条書きのスタイルに基づき、「一、・・・」という項目を実線で区切り、さらに内容ごとに分解して波線で区切り、重複する内容と独自の内容が区別できるようにした。その際、文章の繋がりを保つため、形を維持したまま内容が区切られる部分から横にスライドさせた。

「先年朝鮮より被召渡留帳」

国立国会図書館蔵「陶器集説」所収
明治五(一八七二)年

東京大学史料編纂所本「苗代川由来記」

原本は篠崎雄威氏蔵
大正六年二月二〇日の伊地知茂七氏写本(隈元潔氏浄書)

黎明館本「苗代川由来記」

朴寿悦家伝来

漢字は文中の用字に従った。変体仮名は而茂者江与のほかは平仮名に改めた。
適宜、読点を付した。
虫損、磨滅箇所は、字数を推定して□で囲んだ。

一、慶長三年戊戌冬被召渡候朝鮮人、串木野之内嶋平、市来之内神之川、鹿兒嶋之内前之濱三所二着船仕候、

嶋平江着船仕候者男女四拾三人二御座候、

其姓ハ安・鄭・李・張・卞・朴・黄・林・車・朱・慮・羅・燕・姜・何・陳・崔・丁二御座候、

黄・羅・燕ハ其時分断絶仕候、安・張二姓ハ焼物為指南琉球江御遣被成候、今以彼地江有之候由、

拾人計り有之候半奉存候、

神之川江着船仕候者其姓ハ申・金・慮三姓二御座候、男女

着船仕候内二御座候、

鹿兒嶋江着船仕候者姓数委敷相知不申候、凡

男女貳拾人餘り有之候半奉存候、

金光・姜渭川・李光春も鹿兒嶋江

着船之内二御座候、右金光者朝鮮国王之親族故御帰シ被成候、光春ハ

無妻故跡断絶仕候、渭川跡前川家二御座候、

其内夫婦参り候者も有之、同姓之者も有之候、

朝鮮人都而鹿兒嶋立野之邊二可被召置旨

被仰出候得共、南原城落城之節御手引ヲ仕候嘉儀申者、先船二鹿

兒嶋江参り居候由承候二付、其者一所二罷居候事を如何二存、嶋平二

罷居度御預り申上候、

一、慶長三戌戌年冬十二月、朝鮮国ヨリ御帰朝ノ節被召列渡候朝鮮人串木野ノ内嶋平、市来ノ内神ノ川、鹿兒嶋ノ内前濱、右三ヶ所へ着船仕候、

嶋平へ着船人数男女四十三人、其姓十八姓ナリ、

安・鄭・李・張・卞・朴・黄・林・車・朱・惠・羅・燕・姜・何・陳・崔・丁ナリ、

黄・羅・燕ハ其節断絶ス、安・張二姓ハ琉球へ焼物指南トシテ被差遣候處、彼地へ在附子孫今二有之由ナリ、

神ノ川へ着船人数申、

金・慮三姓ニテ男女十人計ナリ、

其外立野へ居住ノ星山・田原ノ二姓

毛右神ノ川へ着船ノ人数ナリ、

鹿兒嶋へ着船人数姓名委敷相知不申候、凡

男女二十人餘ト及承候也、

金光・姜渭川・李光春鹿兒嶋へ着船ノ人数

ナリ、右金光ハ國王ノ親族故則朝鮮へ被召返候也、光春無妻ニテ跡目

断絶仕候、渭川跡前川家ニテ今二有之候、

其外御當地士二被召列候者段々有之、

朝鮮人都テ鹿兒嶋立野ノ邊へ可被召置旨被仰出候得

共、南原城落城ノ節御手挽仕候朱嘉儀ト申者着船二鹿兒嶋へ参居候

得者、其者ト一所二居ル事ヲ嫌ヒ、矢張嶋平へ罷居度旨申上、

一、文禄元壬辰年、日本大將軍大岡秀吉公ヲ九州諸大將江被仰付朝鮮国を征し給ふ、嶋津御家薩隅日三州之太守兵庫守義弘公・嶋津又八郎忠恒公朝鮮国江致在陣、

一、慶長三戌戌年冬十二月、朝鮮国ヨリ御帰朝之節被召列渡候朝鮮人、串木野之内嶋平、市来之内神之川、鹿兒嶋之内前之濱、右三ヶ所江着船仕候、

嶋平江着船人数男女四拾三人、其姓拾八姓也、

朴・林・車・朱・慮・李・鄭・姜・何・陳・崔・丁・黄・羅・燕・安・張・卞也、

黄・羅・燕ハ其節断絶ス、安・張二姓ハ琉球江焼物指南トシテ被差遣候處、彼地江在り附子孫今二有之由也、

卞一姓ハ朝鮮国二而八格別成家筋歟、晋州之内高八

拾万石領地居城蓮郡二有之、奥女六十人程其内側女九人男子三人有之、本腹二子なし、卞大將泰德勝圓、後和名弥助と相成、弟八肥後之國加藤清正公へ被召列、三之弟八国府江居付、其次之妹ハ水引戸嶋家二致縁申候由也、

神ノ川江着船人数 甲・金・慮三姓二而男女拾人斗也、

住之星山・田原之二姓茂石神之川江着船ノ人数也、

其外立野江居

鹿兒嶋江着船人数姓名委敷相知不申候、凡男女二十人余ト及承候也、

金光・姜渭川・李光春鹿兒嶋江着

船ノ人数也、右金光ハ國王ノ親族故、則朝鮮国江被召返候也、光春ハ無妻

ニ跡目断絶仕候、渭川跡前川家ニテ今二有之候、

其外御當地士二被召列候者段々有之候、

左候而、愛許江被召列渡候朝鮮人身分士之者過半有之、

朝鮮国王焼物御好被遊御慰□も被為焼、土迎も焼物細工被致候ト申傳

候、朝鮮人都而鹿兒嶋立野之邊江可被召置旨被仰出候へ共、南原城落城之節御手挽キ仕朱嘉儀ト申者、先船にて鹿兒嶋江参居候得者、其者ト一所二居候事を嫌ヒ、矢張嶋平江罷居度旨申上候處、

汰ハ無之、皆、農業又者焼物等仕、漸露命を統罷居申候、
其時ハ八兵乱之砌ニ御上ハ朝鮮人之御沙

リ帰國仕企毎夜々々ヲ押出候、然共帰國仕儀難致候處、
二テ開ケ原御合戦御富家御危難ノ砌柄ニテ、御上よりも朝鮮人御沙汰
毛無之皆々哀ナル事共ナリ、朝夕ノ食物モ不自由ニテ、或ハ焼物杯ニ
テ月日ヲ送り罷居候、
其内陳休ハト申者一人上様へ御供御願申上願原
へ出陣仕候處、首尾罷罷歸、御鑓並塗弓二張・狩マタ矢十二本其外御
太刀マテ難有拜領仕候由ナリ、
一本二八六ヶ年ト有之候得共、五ヶ年

其時ハ乱世ニ御家も御
危難之砌、御上も朝鮮人御沙汰も無之皆々哀成事共也、或は焼物杯ニ
月日を送り罷居候、
其内陳氏之者老人 上様関ケ原御出陣之御供御願申
上罷越候處、首尾罷罷歸り、御鑓・長刀并塗弓二張、狩侯之矢十二本陳山
休二名まで難有拜領之由也、
一本二八六ヶ年ト有之候ハ共、五ヶ年も相過

年有、五ヶ年も相過由候處ニ、所之者共異國人之事故毎々欺妨、有
時焼物仕候小屋草履ミミながら入来、甚自由ケ敷有之候ニ付、左様
無之様申候得共、言語不通猶以自由躰ニ御座候故、其者を打擲仕候
由、
然処ニ其日ヲ所申之者共より徒党を組為返報狼藉仕候由手様を以
知らせ候者有之候ニ付、
極月未愛許江遊来、木之下下杯ニ九より哀敷躰
ニ罷罷居候處ニ、其邊之百姓共見當追・食物を喰セ申候由、其後小屋
を結或ハ百姓之家杯ニ便兩三年も相過申候處ニ、
御上右之通儀敷躰ニ

ヲ組、返報トシテ狼藉イタシ候ト手真似ヲシテ知ラセ候者有之候故、
十二月末方唯今苗代川ノ邊ニ迷来リ、木之下下杯ニ宿リ儀敷躰ニ相見得
候哉、其邊ノ百姓共食物杯ヲ與へ候由ナリ、其後小屋ヲ結ヒ或ハ百姓
ノ家便ニ年月 送候故、後悔ノ餘リ既ニ帰國ノ企仕候處、
シ早々被差留候由、折柄御和談ノ由折柄御和談モ被為濟世モ漸ク静リ
来候ニ付、及上運分散ノ朝鮮人ハ當所へ相集、屋敷二十三ヶ所被下、
家杯モ作リ被下候、
其以前ハ御國內焼物 無之御事欠被為有、下々
ニ至テハ猶更不自由候、當地へ焼物御建可被下トノ思召ノ由ニテ則焼
物御取立被成候處、伊集院・市来ノ元土ヲ以焼物被仰付候處、能出来
御調法被為思召、一ノ御國益ニ相成様被仰出、
朴平意ト力申者功
者ニ候間焼物、差引人ニ被仰付、御切米四石被成下、庄屋役被仰
付、別段屋敷被下、其上朝鮮人為介抱高八十七石被下候、
右御高八市

然處其日ヲ所申之者共徒黨を組、返報として致狼
藉候ト手真似をして知らせ候者有之候故、
十二月末方只今苗代川ノ邊ニ遊
来、木之下下杯ニ宿リ儀敷躰ニ相見得候哉、其邊之百姓共食物杯を與へ候由
也、其後小屋ヲ結ヒ或ハ百姓之家便ニ年月を送る位之事ニ、甚無念之餘
りや、既ニ帰國之企仕候處、
御聽ニ達し早々被召留候由、折柄御和談も被
為濟世も静り来り候付、思之外及上運、分散之朝鮮人當所へ被召集、屋敷
貳拾三ヶ所被下、家杯も御作り被下候、
其以前ハ御国内焼物製無之御事
欠被為有、下々置而者猶更不自由有之候故、朝鮮ハ焼物御列越御国内
江焼物御取建ニ相成候由、然処伊集院・市来等之黒土ヲ以則試焼被仰付候
處、御存之外能出来御調法ニ被為思召上、往 御國益ニ相成候様被仰候、
朴平意ト申者功者ニ付焼物惣差引人ニ被仰付、御切米四石被成下、庄屋
役被仰付、屋敷壹ヶ所被下、其上朝鮮人為介抱知行高八拾七石被下候、
右
御高ハ市来之内裏名ト申所ニ折節凶作堅固ニ無之故、纒卷斗七八升ツ
の出来、三ヶ年之間上納不仕候故、右御高御取揚ニ相成候、

而罷居候段被聞召上、居屋敷廿三ヶ所被成下、
御上右之通儀敷躰ニ

シ早々被差留候由、折柄御和談ノ由折柄御和談モ被為濟世モ漸ク静リ
来候ニ付、及上運分散ノ朝鮮人ハ當所へ相集、屋敷二十三ヶ所被下、
家杯モ作リ被下候、
其以前ハ御國內焼物 無之御事欠被為有、下々
ニ至テハ猶更不自由候、當地へ焼物御建可被下トノ思召ノ由ニテ則焼
物御取立被成候處、伊集院・市来ノ元土ヲ以焼物被仰付候處、能出来
御調法被為思召、一ノ御國益ニ相成様被仰出、
朴平意ト力申者功
者ニ候間焼物、差引人ニ被仰付、御切米四石被成下、庄屋役被仰
付、別段屋敷被下、其上朝鮮人為介抱高八十七石被下候、
右御高八市

御高ハ市来之内裏名ト申所ニ折節凶作堅固ニ無之故、纒卷斗七八升ツ
の出来、三ヶ年之間上納不仕候故、右御高御取揚ニ相成候、
右
御高ハ市来之内裏名ト申所ニ折節凶作堅固ニ無之故、纒卷斗七八升ツ
の出来、三ヶ年之間上納不仕候故、右御高御取揚ニ相成候、

役被仰付、御切米四石被成下、外ニ庄屋ノ敷一ヶ所被成下、且又朝鮮
人為介抱御高八拾七石餘被成下候、
朴平意ト申者江庄屋
右之高市来之内裏名ニ御座候處
二、年々虫入ニ不熟之故堅固ニ取納等も無之、出来之儀卷斗七八升
も御方ニ有之候處ニ、三ヶ年出来不納仕候處ニ、其後右高御取揚ニ
相成申候、
右
御高ハ市来之内裏名ト申所ニ折節凶作堅固ニ無之故、纒卷斗七八升ツ
の出来、三ヶ年之間上納不仕候故、右御高御取揚ニ相成候、

一 御領内ニ而白焼物相調候哉、白土等見出可申旨被仰出、朴氏清左
衛門与申者江案内被召付、諸所見廻申候處ニ、
白砂加世田之内京之牟礼江見出、奈良木ハ鹿籠之内有之候ニ付、
右之段
申上候處ニ、早束御細工所被召建白焼物仕申候得者、存之俟出来仕候
故、
忠納言様甚御悦ニ被為思召上、御通行被遊候節者毎々右清左衛門江御目

一 御領内ニ而白焼物相調候哉、白土等見出可申旨被仰出、朴氏清左
衛門与申者江案内被召付、諸所見廻申候處ニ、
白砂加世田之内京之牟礼江見出、奈良木ハ鹿籠之内有之候ニ付、
右之段
申上候處ニ、早束御細工所被召建白焼物仕申候得者、存之俟出来仕候
故、
忠納言様甚御悦ニ被為思召上、御通行被遊候節者毎々右清左衛門江御目

一 御領内ニ而白焼物相調候哉、白土等見出可申旨被仰出、朴氏清左
衛門与申者江案内被召付、諸所見廻申候處ニ、
白砂加世田之内京之牟礼江見出、奈良木ハ鹿籠之内有之候ニ付、
右之段
申上候處ニ、早束御細工所被召建白焼物仕申候得者、存之俟出来仕候
故、
忠納言様甚御悦ニ被為思召上、御通行被遊候節者毎々右清左衛門江御目

一 御領内ニ而白焼物相調候哉、白土等見出可申旨被仰出、朴氏清左
衛門与申者江案内被召付、諸所見廻申候處ニ、
白砂加世田之内京之牟礼江見出、奈良木ハ鹿籠之内有之候ニ付、
右之段
申上候處ニ、早束御細工所被召建白焼物仕申候得者、存之俟出来仕候
故、
忠納言様甚御悦ニ被為思召上、御通行被遊候節者毎々右清左衛門江御目

一 御領内ニ而白焼物相調候哉、白土等見出可申旨被仰出、朴氏清左
衛門与申者江案内被召付、諸所見廻申候處ニ、
白砂加世田之内京之牟礼江見出、奈良木ハ鹿籠之内有之候ニ付、
右之段
申上候處ニ、早束御細工所被召建白焼物仕申候得者、存之俟出来仕候
故、
忠納言様甚御悦ニ被為思召上、御通行被遊候節者毎々右清左衛門江御目

一 御領内ニ而白焼物相調候哉、白土等見出可申旨被仰出、朴氏清左
衛門与申者江案内被召付、諸所見廻申候處ニ、
白砂加世田之内京之牟礼江見出、奈良木ハ鹿籠之内有之候ニ付、
右之段
申上候處ニ、早束御細工所被召建白焼物仕申候得者、存之俟出来仕候
故、
忠納言様甚御悦ニ被為思召上、御通行被遊候節者毎々右清左衛門江御目

一 御領内ニ而白焼物相調候哉、白土等見出可申旨被仰出、朴氏清左
衛門与申者江案内被召付、諸所見廻申候處ニ、
白砂加世田之内京之牟礼江見出、奈良木ハ鹿籠之内有之候ニ付、
右之段
申上候處ニ、早束御細工所被召建白焼物仕申候得者、存之俟出来仕候
故、
忠納言様甚御悦ニ被為思召上、御通行被遊候節者毎々右清左衛門江御目

一 御領内ニ而白焼物相調候哉、白土等見出可申旨被仰出、朴氏清左
衛門与申者江案内被召付、諸所見廻申候處ニ、
白砂加世田之内京之牟礼江見出、奈良木ハ鹿籠之内有之候ニ付、
右之段
申上候處ニ、早束御細工所被召建白焼物仕申候得者、存之俟出来仕候
故、
忠納言様甚御悦ニ被為思召上、御通行被遊候節者毎々右清左衛門江御目

見被仰付、庄屋代役被仰付御切米四石被成下、名貞用与拝領仕候、其後御手籠等御銀等拝領被仰付候、

詰被成、御用焼物ハ勿論朝鮮人之儀御支配被成候、

神ノ川江着船仕候者も其後二一所二集り、猶又二男三男等も有之候二付、寛永年中又新居屋敷廿ヶ所被成下候、

申所二居屋敷御預り申上者五家有之候二付、是又居屋敷五ヶ所被成下、其邊之地方ハ市来支配二相成申候、

様、朝鮮人御支配ハ比志嶋宮内、鋪様二而御座候、右之地面ハ當分之所ヲ西之方ニ而今に本屋敷与申来候、

一、爰元御飯屋御引移無之候内ハ、上様御上下被遊候節市来御飯屋江朝鮮人御召寄被遊神舞踊被仰付、

被召建御休足被遊候、

右茶屋入具之儀者前以真米壹石宛御蔵方相渡、

甘酒・焼酎等相調申候、味噌・醤油・諸道具等御春屋方相渡、取肴類ハ御調法方相渡申候、

焼物色々相飾被仰付、男女数十人相詰申候、

被仰付、女子其上着之儀ハ兼而御調被下置、

共江ハ銀子拝領被仰付、男子之踊子共二ハ御酒拝領被仰付、間ニハ銀子二而被下事も御座候、

一、貞用事老人二罷成候故、庄屋役御断申上候処二、寛永之末代役何氏江被仰付、名三官与拝領被仰付候、

一、寛文三癸卯年朝鮮節目之者只今之処二一所二被召置旨被仰出候處二、

高麗町二罷居候者共ハ御訴申上其候御免被仰候、

共江居屋敷八十三ヶ所被成下、御失費二而井戸三ツ御堀被下、且又引移料迄被成下只今之処二罷移申候、

許へ奉行交代御詰メ候而、御用焼物朝鮮被成御支配候、

其時ヨリ爰

丑何氏三官二庄屋役被仰付名迄拝領ナリ(此一節挿入シアリ伊記ス)

伊又云フ左ノ一節記入ノ上消シアリ、参考ノタメ記シオク、

「慶長辛亥正月義久公御逝去被召候節、朝鮮人朴氏ノ者殉死仕候、」

神ノ川二著船ノ者共モ一所二集り、寛永年中二三男へ屋敷二十ヶ所被下、

其後伊集院荒平ト申処へ罷居度旨御願申上候者五家有之、居屋鋪五ヶ所被下候、其地面ハ市来支配二相成候、

其節ハ朝鮮人ノ儀宮内少輔様御受込ナリ、右地方只今ノ處ヨリ西ノ方ニ唯今マテ元屋鋪ト唱来候、

一、爰許江御飯屋引移無之内ハ、御上下毎二市来御飯屋へ朝鮮人被遊御召、神舞踊被仰付、

爰元茶屋ノ松ト申所江御茶屋被召建御休息有之候、

右入具ノ儀ハ前以真米一石ツ、御蔵ヨリ相渡リ、甘酒・焼酎相調献上仕候也、味噌・酢・醤油ハ御春屋ヨリ相渡リ、衣類ハ御調法ナル方ヨリ相渡リ、

且所有合ノ品々串焼杯献上イタシ、店二焼物相飾リ置キ男女数十人詰居ナリ、

右御茶屋ニテモ神舞踊被仰付、女其上着ノ儀ハ兼而御調被下、

庄屋並女共ハハ御銀拝領也、男踊子ハハ御酒拝領也、間ニハ銀子ニテモ被下候事も有之候、

一、貞用事庄屋役御断申上候處、代役何三官へ被仰付名マテモ拝領ナリ、

一、寛文三癸卯年、朝鮮人節目ノ者共一所二可召置旨被仰出候處、

高麗町へ罷居候者ハ御断申上右ノ所へ罷居候由、

苗代川へ罷居候者共モ屋鋪八十三ヶ所被下、井戸三ツ御賦被下候、且引移料マテ被下唯今ノ所へ移来候、

御手籠并御銀等拝領有之候、

其時爰許江御奉行交代御詰候而御用焼物朝鮮人被成御支配候、

一、義久公慶長十六辛亥年正月御逝去、其節朝鮮人之内朴氏之者殉死仕候由委細ハ相知れ不申候、

一、神ノ川江着船之者共一所二集、寛永年中二三男江屋鋪二拾三ヶ所被下、

其後伊集院荒平ト申所江罷居度旨御願申上候者五家有之、居屋敷五ヶ所被下候、其地面ハ市来支配二相成候、

其節ハ朝鮮人ノ儀宮内少輔様御受込也、右地方只今之所より西之方ニ而候、今迄元屋敷ト唱来候、

一、爰許江御飯屋引移無之内ハ、御上下毎二市来御飯屋江朝鮮人被遊御召、神舞踊被仰付、

爰元茶屋之松ト申所江御茶屋被召建、御休息有之候、

具之儀者前以真米壹石ツ、御蔵方相渡リ甘酒・焼酎相調献上仕候也、味噌・酢・醤油は御春屋方相渡候、衣類は御調法方相渡候、

串焼杯致献上店二焼物相飾り置、男女数十人詰居也、

踊被仰付女其上着之儀者兼而御調被下、

庄屋并女共江ハ御銀拝領也、男踊子江ハ御酒拝領也、間ニハ銀子二而も被下候事も有之候、

一、貞用事庄屋役御断申上候處、代役何三官江被仰付名迄も拝領也、

一、寛文三癸卯年、朝鮮人節目之者共一所二可召置旨被仰付候處、

高麗町江罷居候者は御断申上、右之所江罷居候由、

苗代川江罷居候者共江屋鋪八拾三ヶ所被下、井戸三ツ御賦被下候、且引移料被下唯今之所へ移来り候、

<p>跡高被下有之候、 其節八爰元江百姓七門罷居申候。二、寬陽院御意二、而右門之内半分ハ朝鮮人共作職用ニ可差出旨被仰出候處ニ、半分之高ニ而ハ百姓之勤方難成趣申上候由、早速右七門之百姓方、江被召跡跡高被下、 且又寺脇名之内、高六拾石程被地ニ可差出旨被仰出候處ニ、是又少も相成不申様申上候處ニ、則大知門・東屋敷二門之百姓被召移、跡高都而朝鮮人江被成下候、右高今以作職地仕来り候、</p>	<p>一本二寬文五年、七門ノ百姓被召移、跡高為被下由相見得候、 一、寬文五年、七門ノ百姓被召移、跡高為被下由相見得候、 其節八爰元江百姓七門罷居候處、寬陽院御上意ニテ七門ノ内半分ハ朝鮮人作職地トシテ可差出旨被仰出候得共、半分ノ御高ニテハ百姓ノ勤方難成趣申上候得者、則七門ノ百姓方々被召跡跡高都下候處、 且寺脇村ノ内高六十石被地候テ可差出旨被仰出候得共、百姓共御座罷出難差出段申上候處、則大知門・東門二門被召移跡跡高都下候、于今作職仕来り、</p>	<p>一、寬文五年、七門ノ百姓被召移、跡高為被下由相見得候、 其節八爰元江百姓七門罷居候處、寬陽院御意ニテ七門之内半分ハ朝鮮人作職地トシテ可差出旨被仰出候へ共、半分ノ御高ニ而ハ百姓之勤方難成趣申上候得者、則七門ノ百姓方々江被召跡跡高被下候處、 且寺脇村之内高六十石被地ニ可差出旨被仰出候得共、是又御断申出則大知門・東屋敷二門召移し跡高都而被下、今ニ作職仕来也、</p>	<p>一、寬文六丙午年市来之内前山申所を朝鮮人為薪用被成下候二付、折々山見廻二一人人ツ、差廻候處ニ、 仕候ニ付、制度仕候處ニ却而惡口仕、其者打擲仕候處ニ、 難敵當罷掃り御奉行所御披露申上候處ニ、 所役迄も寺入等被仰付候由、其節地面之儀者伊集院支配被召成候、 其時、寬陽院御意甚難有為被仰出、只今罷居候往還筋兩方之端、朝鮮人江狼ヶ敷者於有之者當人者勿論親類迄も可被行罪科との御制札御建被遊候由、 一、高麗町罷居候者共御願申上其罷罷居候處ニ、寬文九年己酉年爰元江被召移候様又々被仰出、 廿五家二屋敷并家迄御遊被下、井戸沓ツ御堀被下罷掃り申候、 移漕二飯糰等之儀ハ大麦并納米等近郷下代方江被仰渡、庄屋申氏真川と申者請取時々右之廿五家二相渡申候、 節伊集院之内寺脇村・大田村・富田村々高貳百石程被地ニ而被成下候、 石之通り重々難有被仰付候故御春屋江酢壺・茶壺五拾本年々上納仕来り申候、 一、寬文三乙卯年、寬陽院御意ニ而伊集院御飯屋を爰元江可召移旨被仰出、翌辰年成就仕申候、 御普請奉行甲斐小左衛門殿ニ而御座候處、後交代ニ而森山六右衛門殿御話被成候、 其節真川事御飯屋守被仰付御切米四石被成下、庄屋代役李氏庄左衛門江被仰付、利官々名拜領仕申候、 左候而茶屋之松、御茶屋を右飯屋内ニ被召建、上様御上下被遊候節ハ先例之通り右茶屋ニ而焼物市相立、神舞、朝鮮歌踊等被</p>	<p>一、寬文六丙午年、市来前山諸木為薪用高麗人共切山二方限ヲ以被成下候處、 市来ノ者共毎々盜取候故制度仕候得者、惡口甚多故其者共ヲ打擲イタシ候處、 市来ノ者共党徒ヲ粗多人数罷出、崔氏孫右衛門・車氏順作而共ニ打擲ニ逢難計故、御奉行所へ御披露申上候處、 其不殘被召罷所役々迄寺入被仰付、夫ヨリ地面伊集院支配ニ被召成候、 其時只今罷居候往還筋ノ兩方へ寬陽院御上意ニテ朝鮮人へ狼ヶ間敷儀共於有之ハ、當人ハ勿論親類迄も可被行罪科也ト御制札被遊御立タルノヨシ候、 一、寬文九己酉年、鹿府高麗町へ罷居候者共苗代川へ一所可被召集ノ旨被仰出、 二十五家内引移相成、銘々二屋敷被下家並井戸一ツ御堀被下、 其上仕付飯料ノ儀ハ近郷御蔵ヨリ米並大麦ヲ以テ被下、庄屋役申真川ト申者受取時々配當有之、 其上伊集院寺脇村・宮田村・大田村ヨリ三ヶ所之高二百石餘被地ニ被下、 番屋二酢壺・茶壺五十本ツ、年々上納仕来也、 右之通り重々難有儀有之候處、御</p>	<p>一、寬文六丙午年、市来前山為薪用被下置候處、 市来之者共毎々盜取候故制度仕候得者惡口甚多ハ其者共を致打擲候處、 所江御披露申上候處、 難敵當罷掃り御奉行所御披露申上候處、 多人數抄々難叶則御奉行所役迄も寺入等被仰付候由、其節地面之儀者伊集院支配被召成候、 其時只今罷居候往還筋ノ兩方ニ寬陽院御上意ニ而朝鮮人江狼ヶ間敷儀共於有之ハ、當人ハ勿論親類迄も可被行罪科也と御制札御立被遊たるのよし候、 一、寬文九己酉年、高麗町江罷居候者共苗代川江一所ニ被召集候旨被仰出、 二十五家内江屋敷并井戸三ツ御堀被下、 米并大麦ヲ以被下、庄屋申真川と申者受取時々配當有之、 其上伊集院寺脇村・宮田村・大田村右三ヶ所之高二百石被地ニ而被下候、 有儀有之候處、御春屋江酢壺・茶壺五拾本ツ、年々上納仕来也、 右之通り重々難有儀有之候處、御</p>	<p>一、寬文三乙卯年、寬陽院御意ニ而伊集院御飯屋を爰元江可召移旨被仰出、翌辰年成就仕申候、 御普請奉行甲斐小左衛門殿ニ而御座候處、後交代ニ而森山六右衛門殿御話被成候、 其節真川事御飯屋守被仰付御切米四石被成下、庄屋代役李氏庄左衛門江被仰付、利官々名拜領仕申候、 左候而茶屋之松、御茶屋を右飯屋内ニ被召建、上様御上下被遊候節ハ先例之通り右茶屋ニ而焼物市相立、神舞、朝鮮歌踊等被</p>	<p>一、延寶三乙卯年、寬陽院御意ニテ伊集院御飯屋只今ノ苗代川へ被召置候、 御假屋守真川へ被仰付名迄持領ナリ、跡役李氏利官被仰付也、 茶屋ノ松ノ御茶屋毛御假屋ノ内へ被召置、上様御上下ノ節ハ先規之通り市相立神舞御光覽被為有、</p>	<p>一、寬文三乙卯年、寬陽院御意ニ而伊集院御飯屋只今ノ苗代川江被召直候、 御假守守真川江被仰付、名利官と拜領也、 茶や之松之御茶屋も御飯</p>
---	---	--	--	--	---	--	---	---

仰付、敷日御滞在も御座候、
 菓子類老籠ツ、進上仕候、
 愛元御奉行并御飯屋守庄屋、焼酎壹壺、
 申候、
 何氏三官事退散仕候得共、毎度進上物等仕
 右人数江八銀子拝領被仰付候、女子共江も銀子拝領被仰付男子
 共江八御酒御拝領多御座候、

一壺・菓子一壺献上也、
 愛元御奉行並御飯屋守相中ニテ焼酎
 庄屋役何三官事退散ノ後進上物杯仕来候、
 右人数並女子共へ御銀被下、男子共へ御酒被下候、

御奉行并御飯屋守相中ニテ焼酎一壺・菓子一壺献上也、
 何三官事退散ノ後
 申候、
 右人数并女子共江御銀被下、男子共江八御酒被下
 候、

一 同四丙辰年朝鮮筋目之者、吾人ニ而も他所江縁組之儀不相成、他所
 入来り候儀ハ御免之旨被仰出候、
 右仰出之儀者朝鮮筋目之儀繁栄仕
 候様ニトノ事御座候由、

一、同四年丙辰、朝鮮人筋目ノ者ハ一人ニテモ他所へ縁組ノ儀御禁止
 被仰出、他所ヨリ入来ノ儀ハ御免被仰出候、
 是ハ朝鮮人繁栄仕候様ニトノ思召之
 由也、

一、同四年丙辰、朝鮮人筋目之者ハ吾人ニ而も他所江縁組相除儀御禁止被
 仰候、他所ヨリ入来之儀者御免被仰出候、
 是ハ朝鮮人繁栄仕候様ニトノ思召之
 由也、

一 同年十二月朔日 寛陽院様御意ニ而愛元江里猪飼置候様被仰出、
 御飯屋二里猪屋作調飼置申候、
 御意ニテ苗代川二庭鳥御飼セラル、旨被仰出、御臺所ヨリ雄雌
 廿四羽御遺シ為飼置候、
 八日御飯屋守慎粉太郎參へ被仰付、島津豊前
 兵衛ニ被仰付候、嶋津曾、前様御宅ニ而御請仕候、且又御飯屋守居宅
 御調被下、同月十四日ニ引移申候、

一、同五丁巳年六月晦日御上落、愛許御飯屋へ御泊り市並踊御光覽、
 其夜山下喜右衛門殿愛元御奉行國分仲左衛門殿御取次ニテ九人へ名拜
 領被仰付、
 俵屯・金官・太官・頓官・勝賢・可春・利訓・陳訓・龍山
 ナリ、兩人ヨリ為御禮焼酎二壺進上仕候處、銀子百三十兩拜領被仰
 付、
 其比ハ毎度御前ニ被遊御召、御真筆ノ御掛物並名拜領ノ者多人數
 有之候、

一、同五丁巳年六月晦日御上落愛許御飯屋江 御泊り市踊 御光覽、
 之通其夜山下喜右衛門殿愛許御奉行國分仲左衛門殿御取次ニ而九人江名拜
 領被仰付、
 俵屯・金官・太官・頓官・勝賢・可春・利訓・陳訓・龍山也、
 右九人ノ為御禮焼酎二壺進上仕候處、銀子百拾三匁拜領被仰付、
 度御前江被遊御召、御真筆之御掛物并名拜領之者多有之候、
 其比ハ毎

一 同五丁巳年御上落、六月晦日愛元御飯屋江御着被遊、七月朔日例
 之通り市并踊等御上覽被遊、
 其晩山下喜右衛門殿、愛元御奉行國分仲
 七左衛門殿御取次を以九人名拜領被仰付候、
 九人ノ焼酎二壺進上仕候
 處ニ、右九人ニ銀子百拾三兩拜領被仰付候、右九人ハ俵屯・金官・大
 官・頓官・勝賢・可春・利訓・陳訓・龍山申者ニ而御座候、
 其比ハ毎

一、同六戊午年寛陽院様御下向、七月十五日愛元御着被遊、御茶屋市
 御上覽被遊、同十六日踊御上覽被遊候、
 御飯屋守・庄屋并三官江八青
 銅百疋ツ、女子共十三人ニ銀子五枚、山下喜右衛門殿・國分仲七左
 衛門殿御取次を以拜領被仰付候、同日夜之九ツ御立被遊候、
 且又高麗町ヲ被召移候廿五家ニ江戸船二艘之運賃被成下候、

一、同六戊午年寛陽院様御帰館、七月十五日苗代川江御着、御茶や市踊御
 光覽、
 先規之通御飯や守・庄や并三官江青銅百疋ツ、女子十三人江銀
 五枚、山下喜右衛門殿・國分仲左衛門殿御取次拜領、同日夜九ツ御立、
 後無身躰之十八家江歌舞妓芝居座貫被下、吾人前銀子十二匁ツ、配當仕
 候、
 且高麗町ヨリ被召移候二十五家ニ江戸船二艘之運賃被下候、

一 同七己未年 寛陽院様御上落、四月十九日愛元御着被遊、同廿日
 御茶屋市踊御上覽被遊候、
 一、同七己未年寛陽院様御上落、同四月十九日愛元御翌廿日御茶屋市
 並踊御照覽、

二十五家ニ江戸船二艘ノ運賃被下候、
 且高麗町ヨリ被召移候

一、同七己未年寛陽院様御上落、同四月十九日愛元御翌廿日御茶や市
 踊御照覽、

一 同七己未年 寛陽院様御上落、四月十九日愛元御着被遊、同廿日
 御茶屋市踊御上覽被遊候、

二十五家ニ江戸船二艘ノ運賃被下候、
 且高麗町ヨリ被召移候

一、同七己未年寛陽院様御上落、同四月十九日愛元御翌廿日御茶や市
 踊御照覽、

一 同七己未年 寛陽院様御上落、四月十九日愛元御着被遊、同廿日
 御茶屋市踊御上覽被遊候、

二十五家ニ江戸船二艘ノ運賃被下候、
 且高麗町ヨリ被召移候

一、同七己未年寛陽院様御上落、同四月十九日愛元御翌廿日御茶や市
 踊御照覽、

一 同七己未年 寛陽院様御上落、四月十九日愛元御着被遊、同廿日
 御茶屋市踊御上覽被遊候、

二十五家ニ江戸船二艘ノ運賃被下候、
 且高麗町ヨリ被召移候

一、同七己未年寛陽院様御上落、同四月十九日愛元御翌廿日御茶や市
 踊御照覽、

同廿一日踊等被仰付庄屋御飯屋守ノ例之通
 焼酎壹壺、菓物一籠進上仕候、
 中・焼酎二壺進上仕候、
 三官・百合草一鉢、大官・金官七人相
 同廿二日御飯屋守・庄屋江青銅百疋ツ、三
 官并七人相中二銀拾貳匁、女子共江銀三枚野津安右衛門殿御取次ヲ
 拜領被仰付候、
 同日八ツ未刻御立被遊候、

御飯屋守・庄屋ヨリ先規ノ通焼酎一壺・菓物一籠献上之
 ナリ、
 三官ヨリ百合草一鉢、大官・金官七人相中ヨリ焼酎二壺献上ナ
 リ、
 同廿二日御飯屋守・庄屋へ青銅百疋ツ、三官並七人相中二銀十
 二匁、女子共へ銀三枚、野津安右衛門殿御取次ヲ以テ拜領ナリ、

先規之通献上物有之、
 銘々銀子拜領野津安右衛門殿御取次、

同八庚申年寛陽院様御下向、六月廿五日爰許御着被遊候、例之通
 り焼物市等御上覽被遊、
 御奉行・御飯屋守・庄屋ヲ焼酎壹壺ツ、
 進上仕候、
 右人数并女子共十貳人江銀十貳匁ツ、山下喜右衛門殿・伊
 豆半五兵衛殿御取次ヲ以テ拜領被仰付候、

一、同八庚申年寛陽院様御下向、六月廿五日爰元御著、焼物市並踊御
 光覽、
 御奉行・假屋守・庄屋ヨリ焼酎一壺ツ、献之ナリ、

一、同八庚申年寛陽院様御下向、六月廿五日爰許御着、焼物市并踊御光
 覽、
 先規之通献上物有之、
 山下喜右衛門殿・伊豆半五兵衛殿御取次拜
 領、

且又三ヶ年之間大山野所務之
 上納御免被仰付、其上焼物薪用松植場として數ヶ所被成下候、
 且三年ノ間大山野所務上納御免被仰付、其上焼物薪用為松
 植場大野數ヶ所被下候、
 (挿入)釜ノ平御假屋藤ノ尾へ被召立候、八月普請奉行甲斐野少右衛
 門殿・焼物奉行伊東半五郎殿・繪圖師紡方七郎右衛門殿被差越場如繪
 圖ヲ被遊成御上覽ヲ藤尾ニ立ル、十月ヨリ翌正月廿九日限相調へ普請
 奉行行森六郎右衛門殿ナリ(伊云此挿入虫入ノタメ不明の箇所アリ)

子共十二人へ銀十二匁ツ、山下嘉右衛門殿・伊豆半五兵衛殿御取次
 ニテ拜領、
 且三年ノ間大山野所務上納御免被仰付、其上焼物薪用為松
 植場大野數ヶ所被下候、
 (挿入)釜ノ平御假屋藤ノ尾へ被召立候、八月普請奉行甲斐野少右衛
 門殿・焼物奉行伊東半五郎殿・繪圖師紡方七郎右衛門殿被差越場如繪
 圖ヲ被遊成御上覽ヲ藤尾ニ立ル、十月ヨリ翌正月廿九日限相調へ普請
 奉行行森六郎右衛門殿ナリ(伊云此挿入虫入ノタメ不明の箇所アリ)

且三ヶ年之間大山野所務上納御免被仰付、其上焼物薪用為松植場大野
 數ヶ所被下候、

一 天和元年辛酉 寛陽院様御上洛、二月十一日爰元御着館被遊、例
 之通り市等御上覽被遊、
 御奉行・御飯屋守・庄屋并三官ヲ焼酎・籠物
 等進上仕候、
 金官・大官・頓官・勝賢・陳訓御前江被遊御召、朝鮮菓
 被仰付候、御言葉被下候、
 左候御奉行并三官江青銅百疋ツ、御飯
 屋守・庄屋并五人之者共江銀子十貳匁ツ、女子共江も銀子十貳匁ツ
 、川野太兵衛殿御取次ヲ以テ拜領被仰付候、同十三日九ツ時御立、

一、天和元年辛酉年寛陽院様御上洛、二月十一日苗代川へ著館、先規ノ
 通り御茶屋市踊御光覽、
 御假屋守・庄屋・三官ヨリ焼酎籠物献上ナ
 リ、
 金官・頓官・大官・勝賢・陳訓御前ニ被召、朝鮮菓被仰付候ニ付
 御奉行並三官へ青銅百疋、御假屋守・
 庄屋並五人ノ者へ銀十二匁ツ、女子共へも銀十二匁ツ、河野太兵
 衛殿御取次ヲ以テ拜領ナリ、

一、天和元年辛酉年寛陽院様御上洛、二月十一日苗代川江御着館、御茶屋市
 踊御光覽、
 御飯や守・庄や・三官ヲ焼酎籠物献上也、
 金官・頓官・太官

一 天和二壬戌年 寛陽院様御下向、七月朔日爰元被遊御着、御茶屋
 市相立申候、
 例之通り御奉行・御かりや守・庄屋ニ而焼酎・籠物等進
 上仕申候、同日踊御上覽被遊候、

一、天和二壬戌年寛陽院様御帰館、七月朔日苗代川御著、御茶屋市踊
 御光覽、
 御假屋守・御奉行・庄屋ヨリ焼酎籠物献上、
 同日和利官・金

一、天和二壬戌年寛陽院様御帰館、七月朔日苗代川御着、御茶や市踊御光
 覽、
 先規之通種々之献上物有之候、

官・大官・頓官・陳訓・勝賢・三官・龍山右人々ナリ、
 (挿入)一、天和二年壬戌、所中ヨリ惣大山野御見分被下度旨願申
 九月ヨリ半五郎殿御次書ヲ以テ御頼申上候處、戊二月廿二日御免被仰
 付、太郎右衛門殿御取次ニ被仰渡、御證文伊集院役座へ有之ヨリ、
 大山野拾八町四反、三月四日伊集院諸役人座ヨリ被引渡于今御證文寫
 有之候也、

同日和利官・金

同日和利官・金

勝堅・三官・龍仙江八銀子十二匁ツ、御かりや守江八青銅貳百疋、女子共十人相中に青銅千疋拜領被仰付、御取次山下喜左衛門殿・黒田神左衛門殿同日九ツ二御立被遊候

利官・金官・大官・鮎官・陳訓・右人々へ白銀十二匁ツ、青銅二百疋ツ、女子共十一人へ青銅千疋山下嘉衛門殿・黒田神右衛門殿御取次ニテ拜領也、

一 同三癸亥年御參府、二月廿二日爰元御着被遊候、市并踊御上覽被遊、例之通進上ものと有之、

利官・三官・大官・金官・鮎官・勝官・三官・頓官・利官・官・金官・勝官・陳訓・勝堅・龍仙・可春江銀子百八匁、女子十三人江鳥目拾貫文、山下喜左衛門殿・野村右馬之介殿御取次ヲ以拜領被仰付候、

嘉右衛門・野村右馬介殿取次ニテ拜領、

諸右衛門御前ニテ朝鮮字御書セ讀方仕候處、御直ニ御銀十二匁拜領、

一 貞享元甲子御下向、六月廿八日爰元御着被遊、御茶屋焼物并市踊御上覽被遊候、例之通り御かりや守・庄屋々進上仕、

左候而御かりや守・庄屋江青銅百疋ツ、女子共江十三人ニ青銅五百疋、御奉行野村右馬介殿江西瓜三ツ御拜領被仰付候、

且又上意ニ而市來之内治左衛門原并山迄朝鮮人江被成下候ニ付、早束可致見分旨根占八郎左衛門殿江被仰付、右治左衛門原江御越被成候、

爰元々庄屋利官・可春・勝官

利訓、伊集院暖稅所半右衛門殿、郡見廻月野早左衛門殿相付差越、右之地面繪圖ニ仕奉備 御上覽候処ニ、

其晚諸左衛門を御召被遊朝鮮人共江被成候旨御直ニ被遊御意候、

同廿九日暖稅所半右衛門殿・行司 森山藤右衛門殿・竹木見廻山内源七左衛門殿・利官・倅屯御番所ニ御用被仰渡、右治左衛門原之儀繪圖之通苗代川江被成下候ニ付、

自今以後行司・竹木見廻後行司・竹木見廻ニ無講、苗代川々支配可致様被仰出候ニ付、此段申渡候旨根占八郎右衛門殿御取次ヲ以、

其後踊御上覽被遊、踊人數江御酒拜領被仰付、右酒御旅方・相渡申候、同日九ツ御立被遊候、

一、貞享元甲子六月廿八日御帰館、苗代川御假屋御着、焼物市踊御光覽先規之通獻上物有之候處、

三官・頓官・利官・官・金官・勝官・陳訓・勝官・可春・龍仙へ銀子百八匁、女子十三人へ鳥目拾貫文、山下嘉右衛門・野村右馬介殿取次ニテ拜領、

諸右衛門御前ニテ朝鮮字御書セ讀方仕候處、御直ニ御銀十二匁拜領、

一、貞享元甲子六月廿八日御帰館、苗代川御假屋御着、焼物市踊御光覽先規之通獻上物有之候處、

御假屋守・庄屋ニ青銅百疋ツ、女子共八十三人ニ青銅五百疋ツ、被下、野村右馬介へ西瓜三ツ被下候、

時二男三男共へ居屋敷用トメ後馬場相立屋舖三十ヶ所先繩ヲ以テ被下候也、

猶又自在原・大日原・井川尻・大山野御 被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿ヨリ被仰付、

苗代川庄屋並利訓・可春・勝官伊集院受込、一群見廻差越、右地面繪圖ニシルシ奉備御光覽候処、

御直ニ被仰聞、

行司・竹木見廻・利官・伊屯右之者へ御番所へ御用有之、右治右衛門原繪圖ノ通朝鮮人へ被下置候ニ付、

自今以後行司・竹木見廻無構苗代川々可致支配旨被仰渡候、

其後市踊 御照覽先規之通御拜領物獻上物有之候、

扱、此時分ニ至候而者、焼物段々致繁栄結構成器物色々出来、日本ニ而も不相調大水溜有珍敷出来いたし、旁御調法之餘り何歎願之趣有之候者、可申出旨被仰出候処、兼而伊集院市來等之暖与頭杯之威勢尊敬を見及差敷存居候折柄之事ニ而、諸郷并之役目被仰付被下度段御願申出候処、子十一月地頭被召建諸郷并之役目被仰付、何篇諸郷同様之事と御座候、

一、同三癸亥年二月廿二日御上洛、同日苗代川へ御著市踊御光覽、先規之通其節獻上物有之候処、

三官・頓官・利官・太官・勝官・陳訓・勝官・可春・龍仙へ銀子百八匁、女子共十三人へ鳥目拾貫文山下嘉右衛門・野村馬之介殿御取次拜領、

諸右衛門江御前ニ而朝鮮字御書セ讀方仕候處、御直ニ銀子十二匁拜領也、

一、貞享元甲子年六月廿八日御帰館、苗代川御假屋御着市踊御光覽、先規之通獻上物拜領物有之候、

右馬介殿江者西瓜三ツ被下候、

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

一、同三癸亥年二月廿二日御上洛、同日苗代川へ御著市踊御光覽、先規之通其節獻上物有之候、

三官・頓官・利官・太官・勝官・陳訓・勝官・可春・龍仙へ銀子百八匁、女子共十三人へ鳥目拾貫文山下嘉右衛門・野村馬之介殿御取次拜領、

諸右衛門江御前ニ而朝鮮字御書セ讀方仕候處、御直ニ銀子十二匁拜領也、

一、貞享元甲子年六月廿八日御帰館、苗代川御假屋御着市踊御光覽、先規之通獻上物拜領物有之候、

右馬介殿江者西瓜三ツ被下候、

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

一、同三癸亥年二月廿二日御上洛、同日苗代川へ御著市踊御光覽、先規之通其節獻上物有之候、

三官・頓官・利官・太官・勝官・陳訓・勝官・可春・龍仙へ銀子百八匁、女子共十三人へ鳥目拾貫文山下嘉右衛門・野村馬之介殿御取次拜領、

諸右衛門江御前ニ而朝鮮字御書セ讀方仕候處、御直ニ銀子十二匁拜領也、

一、貞享元甲子年六月廿八日御帰館、苗代川御假屋御着市踊御光覽、先規之通獻上物拜領物有之候、

右馬介殿江者西瓜三ツ被下候、

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

一、同三癸亥年二月廿二日御上洛、同日苗代川へ御著市踊御光覽、先規之通其節獻上物有之候、

三官・頓官・利官・太官・勝官・陳訓・勝官・可春・龍仙へ銀子百八匁、女子共十三人へ鳥目拾貫文山下嘉右衛門・野村馬之介殿御取次拜領、

諸右衛門江御前ニ而朝鮮字御書セ讀方仕候處、御直ニ銀子十二匁拜領也、

一、貞享元甲子年六月廿八日御帰館、苗代川御假屋御着市踊御光覽、先規之通獻上物拜領物有之候、

右馬介殿江者西瓜三ツ被下候、

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

一、同三癸亥年二月廿二日御上洛、同日苗代川へ御著市踊御光覽、先規之通其節獻上物有之候、

三官・頓官・利官・太官・勝官・陳訓・勝官・可春・龍仙へ銀子百八匁、女子共十三人へ鳥目拾貫文山下嘉右衛門・野村馬之介殿御取次拜領、

諸右衛門江御前ニ而朝鮮字御書セ讀方仕候處、御直ニ銀子十二匁拜領也、

一、貞享元甲子年六月廿八日御帰館、苗代川御假屋御着市踊御光覽、先規之通獻上物拜領物有之候、

右馬介殿江者西瓜三ツ被下候、

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

利在原并山迄被下、早速見分可致旨根占八郎左衛門殿々被仰渡、

其時市來之内

<p>一 同年十一月野村右馬介殿事、寛陽院様御意ヲ以て爰元地頭被仰付、 同月十四日右馬介殿々庄屋利官、御かりや守伴屯・利春・勝官・休左 衛門御用被仰渡、筆者松崎安左衛門殿ヲ以て被仰渡候ハ、 此節 中将様御意ニ而苗代川地頭職被仰付候付、自今以後不依何邊二 右馬介支配ニ可仕候、 右馬介殿事</p>	<p>一、同十一日、寛陽院様御意にて苗代川地頭野村右馬介殿御預、 其後 庄屋利官・御假屋守伊屯・利春・勝官・休左衛門御用有之、 此節中将様より御意を以て苗代川一職被仰付候間、自今以後不依何事 右馬介より支配可仕旨被仰渡候、 右馬介事</p>	<p>尤御假屋普請修甫又ハ道橋等之儀ハ先年之通り い十院より可仕様ニ申渡置候旨、表方評定所黒葛原吉左衛門殿、御物 座平田平左衛門殿御取次ヲ以て被仰渡候間、可申渡之申事ニ御座候、 苗代川人数</p>	<p>尤御假屋普請並道橋普請等之儀は先 規之通伊集院より可致旨、表方評定所黒葛原吉右衛門・御座平田平右 衛門殿御取次に被仰渡候、 (頭書入) 十二月伊集院引分別立に被仰付候得共、諸座方不被仰 渡、右馬之介殿一紙個條書を以て御伺申上候処、同十一日引合の趣諸 座ハ被仰渡候、</p>	<p>一 同乙丑年正月十日御地頭右馬介殿御願被成候ハ、御通路之節 御かりやの諸事御供衆宿拵夫并宿賦敷付多、御假屋内毎日草取御奉公 人爰元御差入之節水夫等之儀ハ先年之通りい十院々相勤、 宗門改并吉分銀上納、牛馬改并口錢上納、作職地方上納并敷銀上納、 焼物賣圓二付他所出手形渡、御用水改并楮杉植見廻廻状次渡等之 儀ハ爰元々々相勤候様御物座ニ申上候處ニ、 同月十一日鎌田八郎左衛門 殿御取次ニ而惣郡座江被仰渡、惣郡座より右馬介殿江被仰渡候、 苗代川人数</p>	<p>一 同乙丑年正月七日、右馬介より御願候は、御光寛の節御假屋の 諸事並御供の衆宿拵宿賦敷敷附、御假屋内の草取、御奉公人衆差入の 節水夫等之事は先規之通伊集院より相勤、 宗門改並一匁(一分) 出銀 上納、牛馬改、口錢上納、地方作職上納、敷銀上納、焼物賣圓、他所 出手形渡、御用水改、差杉植付見廻、御廻状次渡等之儀は、爰許苗代 川より相勤候様申上候處、 同月十一日願之通地頭被仰渡候、左候て願 之通諸郷並の役目被仰付候、</p>	<p>一 同年爰許庄屋ヲ役人ト改名ニ而三人ノ御重被仰付、御切米三石六 斗ツ、被成下、與頭も六人、横目貳人も御重被仰付、 且又竹木見廻牛 馬役兼役ニ而貳人被仰付、 御細工之儀者庄屋より差引仕候得共、是又 別而休園・龍官主取役貳人被召建候、 御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其 節より細工主取二人別段新規被召立候、 其節より庄屋役被廢候也、右 は御證文にて被仰付候也、 大山野所務の上納御免被仰付候、其上雜木 焼物薪用として切取候様被仰渡候、杉桶の儀は切取不可候、 伊屯事御</p>	<p>此時役場等も外城に被準、庄屋を役人と改、役人三人御切米三石六斗 ツ、被下、與役六人、横目二人、 竹木見廻牛馬 加役二人被取建、何 諸郷自然の事に御座候、 御細工方以前は庄屋より差引有之候得共、其 節より細工主取二人別段新規被召立候、 其節より庄屋役被廢候也、右 は御證文にて被仰付候也、 大山野所務の上納御免被仰付候、其上雜木 焼物薪用として切取候様被仰渡候、杉桶の儀は切取不可候、 伊屯事御</p>	<p>御免被仰付、其外雜竹木之儀焼物為新用無代錢ニ被成下、杉 桶之儀ハ代錢上納申請ニ被仰付候、 其節役人被仰付候ハ、利官・可春 ・伴屯事御かりや守兼役ニ而相勤申候、 左候而進上もの等ハ先例之通 り三人々仕中候、 假屋守兼役にて承知仕候、 先規之通進上物三人より差上候、 伊屯事御</p>	<p>一 同二月十三日寛陽院様御發駕、同日苗代川へ御着、御茶屋市踊御 上覧、 先規之通御地頭並役人利官・可春・伊屯三人より焼酎一壺・菓 物一籠ツ、献上也、</p>	<p>一 同年寛陽院様御參府二月十三日爰元御着被遊、同十四日御茶屋市 御上覧被遊候、同十五日踊御上覧被遊候、 例之通り御地頭右馬介殿、 役人利官・可春・伴屯々焼酎壺菓子類壹籠ツ、進上仕候、</p>	<p>一 同二月十三日寛陽院様御發駕、同日苗代川へ御着、御茶屋市踊御 上覧、 先規之通御地頭並役人利官・可春・伊屯三人より焼酎一壺・菓 物一籠ツ、献上也、</p>
---	--	--	---	---	--	--	---	---	---	--	---

<p>・可春・伴屯江青銅百疋ツ、女子共十人相中二青銅五百疋、右馬介殿より御取次ヲ以拜領被仰付候、男子踊子共江八御酒拜領被仰付候、</p> <p>其夜諸左衛門・源五右衛門兩人各拜領被仰付候、同十六日四ツ被遊御立候、</p>	<p>左候而利官 然處青銅百疋ツ、女子共十二人へ青銅百疋右馬介□取次拜領なり、男踊子へは御酒拜領、</p> <p>其度諸右衛門並原五右衛門 兩人へ名拜領也、 (御筆にて欣衛謀淳也)</p>
<p>一 同丙寅年寛陽院様御下向、六月廿九日爰元御着被遊候、御茶屋并市御上覧被遊候、</p> <p>例之通り御地頭并役人・御かりや守より進物仕申候、同晦日踊御上覧被遊候、</p> <p>御地頭・役人・御かりや守江八青銅百疋ツ、女子共十一人江八青銅五百疋、男踊子共江八御酒拜領被仰付候、七月一日御立被遊候、</p>	<p>一 同三丙寅年六月二十九日寛陽院様御帰館、苗代川御着、御茶屋市踊御光覧、</p> <p>御地頭・御假屋守・役人より献上物先規の通、</p> <p>則御地頭並御假屋守役人へ青銅百疋、女子共へは青銅五百疋男踊子へは御酒拜領なり、</p>
<p>一 同年御地頭右馬介殿爰元のもの共二三男江居屋敷被成下候様御願被下候処二、居やしき三拾ヶ所被成下、</p> <p>其上十院、市来高貳百石餘被地二而被成下御意被遊候、</p> <p>伊集院之内寺脇村・野田村高百十七石餘、市来高八長里村之内八拾三石餘方限ヲ以被成下候、右高右馬介殿御立會二而請取申候、</p>	<p>一 同年二三男へ屋舖三十ヶ所被下、</p> <p>市来伊集院御高被地にて被下候、</p> <p>(高二百石余の上)御上高有之伊十院寺脇村八十三石被下、右御高地頭立合にて受取なり、</p>
<p>一 同四丁卯年 寛陽院様御参府、二月十日爰元御着被遊候、同十一日御茶屋市御上覧被遊候、且又高麗神舞可仕旨被仰出候、</p> <p>左候而祝子 皆人、寮者五人江高麗酒盛可仕旨御意被遊候、御前二而御酒被下、且又高麗踊・高麗才まふ御上覧被遊候、右人数江八御酒拜領被仰付、右御酒部屋々御出被下候、御取次山下喜右衛門殿、</p> <p>且又例之通り御地頭・役人・御假屋々進物等仕候、</p>	<p>一 同四丁卯年二月十日寛陽院様御發駕苗代川御着、御茶屋市並朝鮮神舞被仰付、</p> <p>□子一人楽き五人にて相勤候、其上朝鮮酒盛可仕旨被仰出、是又御前にて奉備御光覧被遊、御感悦御直に御酒被下拜領候也、</p> <p>將又朝鮮踊御角力為被仕被遊御光覧、右人数へ則御前にて御酒被下、</p>
<p>子共十一人江青銅五百疋、右馬介殿御取次を以拜領被仰付、</p> <p>且又爰元火事二逢候者共江十五人青銅貳千疋拜領被仰付、右十五人焼酒二壺進上仕候、</p>	<p>先規の進地頭・御假屋役人に青銅百疋、女子共十一人へ青銅五百疋、地頭御取次にて拜領也、</p> <p>且朝鮮人の内に火難逢候者拾五人へ青銅二千疋被下、右十五人の為御禮焼酎二壺献上也、</p>
<p>一 同年四月廿六日御物奉行島津大学様爰元客屋二軒出来候様被仰渡、孝右衛門・千兵衛と申者屋敷江御請有之、五月中出来仕候、</p> <p>長田半平殿・主取大工山下六右衛門、</p>	<p>一 同年御物奉行島津大学殿より苗代川へ客屋二軒出来候様被仰渡、苗代川へ客屋二軒五月出来候、</p> <p>檢者</p>

1688	1689	1691	1695
<p>一元禄元年戊辰年 寛陽院様六月御下向被遊候、御茶屋市神舞蹈御上覽被遊候、 例之通り御地頭・役人・御飯屋守より進上物仕候、</p>	<p>人二罷成申候故代役欣勝相動申候、 左候而役人三人江青銅百疋ツ、 女子共相中二青銅五百疋、男踊子共江八御酒拝領被仰付候、野村右馬介殿御取次、</p>	<p>右馬介殿・可春・欣勝・伴屯より例之通二種之進上物仕候、 左候而青銅百疋ツ、可春・欣勝・伴屯江拜領被仰付、女子共相中二青銅百疋拜領被仰付候、男踊子江八御酒拝領被仰付候、其後御通行節より御酒拝領之儀止御座候、</p>	<p>二御御城下二被仰付、 其後剃髮</p>
<p>一元禄元成辰年六月寛陽院様御帰館、御茶屋市踊神舞御光覽、 之通献上物仕候、 先規</p>	<p>則役人三人へ青銅百疋ツ、女子共相中に青銅五百疋、男子共へ御酒拝領、地頭取次、</p>	<p>右人数へ青銅百疋ツ、女子相中に青銅二百疋、男共へ御酒被下候、其後より酒拝領無之候、 候處に、 地頭並可春・欣勝・伊屯より先規の通献上物有之</p>	<p>内下千祥儀は朴氏の養に哉、朴千祥ト名字御役拜領、且御當地土被召成四番組に被召入、御側御小姓に被召仕候也、其子孫へ罷居候、 (右の)</p>
<p>一同二己巳年大玄院様御家督被遊、御下向八月爰元御着被遊候、燒物荒御上覽被遊、市如早晚召置、且又神舞踊御上覽被遊候、 御地頭野村</p>	<p>一同二己巳年大玄院様御家督、八月御入部苗代川御着、先規の通燒物市神舞蹈御光覽、 地頭並可春・欣勝・伊屯より先規の通献上物有之</p>	<p>一同四辛未年下氏名千祥・林氏正葛・申氏龍助三者御例二召仕被遊、朝鮮人容貌二而御小姓勤被仰付、江戸江御供被仰付候、</p>	<p>一同八乙亥年 大玄院様御參府之節ハ爰元御着被遊御意候ハ、朝鮮筋目之者太郎次郎之名風俗不相應ニ有之候間、名々本國之名ニ可改相改旨被仰出、 兼之改名帳相認阿久根御飯屋ニ而差上申候、</p>
<p>一同七月廿五日 總妙院様御初入部の節、 可春代役利訓へ被仰付、諸式先例之通被仰付候、伊屯御飯屋守迄にて、役人は謀諄へ被仰付、地頭伊勢松浦殿へ被仰付候、</p>	<p>一同七月廿五日 總妙院様御初入部の節、 可春代役利訓へ被仰付、諸式先例之通被仰付候、伊屯御飯屋守迄にて、役人は謀諄へ被仰付、地頭伊勢松浦殿へ被仰付候、</p>	<p>一同八乙亥年大玄院様御發駕の節、苗代川御着にて被遊御意候は、朝鮮人筋目の者太郎次郎の名は容貌に不相應候付、本國の姓名急度可相改旨被仰出、 改名帳阿久根御飯屋にて差上候、 (此處書入二) 爰元常栄寺と申寺有之候處、天台宗寺御建立被遊、先住妙圓寺へ帰山相成候、</p>	<p>一同七月廿五日 總妙院様御初入部の節、 可春代役利訓へ被仰付、諸式先例之通被仰付候、伊屯御飯屋守迄にて、役人は謀諄へ被仰付、地頭伊勢松浦殿へ被仰付候、</p>
<p>一同七月廿五日 總妙院様御初入部の節、 可春代役利訓へ被仰付、諸式先例之通被仰付候、伊屯御飯屋守迄にて、役人は謀諄へ被仰付、地頭伊勢松浦殿へ被仰付候、</p>	<p>一同七月廿五日 總妙院様御初入部の節、 可春代役利訓へ被仰付、諸式先例之通被仰付候、伊屯御飯屋守迄にて、役人は謀諄へ被仰付、地頭伊勢松浦殿へ被仰付候、</p>	<p>一同八乙亥年大玄院様御發駕の節、苗代川御着にて被遊御意候は、朝鮮人筋目の者太郎次郎の名は容貌に不相應候付、本國の姓名急度可相改旨被仰出、 改名帳阿久根御飯屋にて差上候、 (此處書入二) 爰元常栄寺と申寺有之候處、天台宗寺御建立被遊、先住妙圓寺へ帰山相成候、</p>	<p>一同七月廿五日 總妙院様御初入部の節、 可春代役利訓へ被仰付、諸式先例之通被仰付候、伊屯御飯屋守迄にて、役人は謀諄へ被仰付、地頭伊勢松浦殿へ被仰付候、</p>

1719	1716	1714	1704	1703
<p>一 爰元之儀外二御地頭御建被遊、外地并手札御改等も別規二御座候處二、 享保四亥年い十院支配二被仰付候故、手札等も意二而御改有之候、 横目・牛馬・竹木見廻等之儀ハ先年之通り別規二相勤来り申候、 且又 四ヶ名ヶ拔地二而被成下候、田地砂入、破損等有之節者爰元ヶ仕来り候、其故を以先年大支配ヶ爰元高壱石二付夫役米貳本ツ、被仰付、四ヶ名江相渡申候、</p>	<p>一 享保元年丙申諱事役人御断申上候處、御地頭長瀬百阿弥殿ら俵順勝二寄役被仰付、聊之儀有之、翌年御断申上候、 翌年下氏新雪二役人被仰付、是又及御断申上候、</p>	<p>一 正徳四年甲午 總妙様琉球王子御召 例^例 被遊候節、爰元御假屋粧焼物市并神舞御上覧被遊、 左候而例之通進上物仕候、 御地頭長瀬百阿弥殿、御假屋守主山、役人欣勝・守碩、謀諄江青銅百足ツ、女子共相中二青銅三百足拜領被仰付候、</p>	<p>一 寶永元年甲申二爰元者共御願申上、三十家餘り鹿屋笠野原江罷移申候、 青銅百足、御假屋守主山、役人欣勝・利訓・謀諄青銅百足ツ、拜領被仰付、 左候而御地頭長瀬百阿弥殿江 御假屋守・役人ヶ二種ツ、進物仕申候、 且又之通り御地頭・ 上物仕、 右人数へ青銅百足ツ、拜領也、</p>	<p>一 同十六癸未年匠作様三月五日御參府之節ハ爰元御假屋御休二而例之通り御茶屋御慰并焼物市神舞御上覧被遊候、 且又之通り御地頭・ 舞踏御光覽、 先規之通御地頭へ青銅百足、御假屋守・役人ヶ二種の献上物仕、 右人数へ青銅百足ツ、拜領也、</p>
<p>一 享保四亥年より伊集院地頭支配被仰付候、</p>	<p>一 享保元年丙申諱事役人御断申上候處、御地頭長瀬百阿弥殿ら俵順勝二寄役被仰付、聊之儀有之、翌年御断申上候、 翌年下氏新雪二役人被仰付、是又及御断申上候、</p>	<p>一 正徳四甲午年、總妙院様琉球王子召連れ御發駕苗代川御着、御假屋守飾焼物^{焼物}、市神舞御光覽、 先規之通地頭・御假屋守・役人ヶ二種の献上物仕候處、 右之人数二青銅百足ツ、女共相中二青銅三百足拜領也</p>	<p>一 寶永元年甲申年十月四日、十八家苗代川より鹿屋笠野原へ御上意にて被召移、 翌西四月拾七家合三十五家被召移候、男女百六十二人なり、 六ヶ月の仕付販糧家作迄御調被下候處、大風に家皆共相損候に付、為家作折^折、柱一本に青銅二十足ツ、被下候、(作職地として鹿屋中名之内方限を以て御免地被成下候)</p>	<p>兵法可被遊上覧旨被仰出、於御前二示現流兵法被奉備上覧候時、御意先年爰許にて被遊上覧候時、不相替成程違者に仕候、 来年御下國之節 は又々可被遊旨段々難有御意杯御座候、 右御前にて兵法仕候人数五人 貞川・貞訓・李龍訓、同氏利寛、沈唐石、朴瑞盛、</p>

<p>尤市来方限之儀も同前に御座候、</p>	<p>一 享保六年巳年御飯屋守主山、役人欣達・守碩・春勝事御願申上、代々嫡子菅人ツ、い十院衆中格二被仰付、氏字御免被仰付候、 七壬寅年南泉院正僧智園、弥勤院々家憲英御両僧依御願九月十二日爰元惣人数中江朝鮮告節之氏字御免被仰付候、</p>	<p>一 御厚恩難有被仰付候、別立御證文寫帳名冊、爰元御地頭野村右馬介殿御名印二而御認被下候處、此跡新納内藏殿い十院御地頭之節可被成旨被仰渡候二付差上申候處に、類火二而御焼捨被成候由、正徳三年之事二而候哉、</p>	<p>役人 車金園(黒印) 申 五月廿五日 右同 鄭仙益(黒印) 與頭 沈孟順(黒印) 右同 朴寿悦(黒印) 右同 金孟廣(黒印)</p>
<p>長瀬万阿弥代に至り候處、繰千割の地面に諸郷並之雜費等相掛り、連々難波成郷並二役場、勤相成、役人申付候ても都而御断申出御請不致、夫々地頭御引取伊十院支配に相成候、 其前</p>	<p>一 同六丑年、苗代川御假屋守・役人三人御願申上候處、代役被仰付嫡子一人ツ、衆中格被仰付候、 南泉院知周弥勤院口口英右両僧御願に依て、朝鮮より銘々持合の氏字御免被下候、 鄭・白・李・崔・金・何 姜・朴・朱・陳・林・惠・車・甲・沈・下・丁合十七姓なり、</p>	<p>一 同十一年午年御支配有朝鮮人風俗異、御免被仰付候、 一 元文二己年笠野原へ焼物細工始土場大始良の内岡積村始良倉住寺山鹿屋下名村の内田土右三ヶ所御證文を以て被下候、 一 延享二五年笠野原役人二人、與頭三人被召立候、 一 寶曆元未年圓徳院様口附表御巡見、同十一年七月御上使御巡見、 一 同十三未年御免地へ始御竿被召入、 (以下破毀)</p>	<p>書入 寶永六己丑年御書院方御頭長瀬万阿弥殿御支配二成候、万阿弥殿御死去、跡役鍋倉幸阿弥苗代川御支配にて候、其後伊集院御地御支配に被仰付候、尤焼物方の儀は前方通御書院頭へ相付可申旨至殿より被仰渡候、</p>
<p>1763 1751 1745 1737 1722</p>			

(表紙)
先年朝鮮より被召渡留帳

(表紙)
第八號

苗代川由来記

白慶長二年

至寶曆十三年

(2) 三史料の比較検討

以上のように、三史料の内容を比較する形で紹介してきたが、まず言えることは、三史料とも記されている内容が酷似していることである。

「黎明館本」は記述されている期間はかなり短い、その間の項目あるいは内容を見ると、含まれている情報は共通している。また、一見「東大本」が独自に持っているように見える内容は、挿入文（おそらく後に書き加えられたものであろう）である場合が多く、本文のみを対象としてみると差異は極めて少ないと言えよう。

このことは、三史料とも同じ性格を持ったものであることを示唆すると思われるが、これらの史料には、具体的な薩摩焼の動向に関する記述は非常に少なく、それよりもむしろ、苗代川という集落の歴史に着目したものである。特に、苗代川がどのように支配されたのか、これは朝鮮陶工たちをどのように支配したかということにもなるが、歴史の流れの中での苗代川の位置とその支配体制を知ることができる記録といえる。詳しくは第③章で述べるが、苗代川が江戸時代における薩摩藩の外城制度の中でどのように扱われたのか、苗代川という村自体の庄屋（後の役人）など代表者の移り変わり、参勤交代の折りに藩主が苗代川を訪れた際の様子などが編年的に詳しく記されている。

形式的に見ても三史料は、箇条書きによる編年的な記述であり、その中の項目立て、これはどの年をとらえて記したかということになるが、それも全くと言っていいほど共通している。三史料とも記述がある貞享元（一六八四）年までをみると、「留帳」の最初の部分に文禄年間の記述がないのみで、後は「一、・・・」で始まる項目が全く一致している。特に延宝三（一六七五）年以降はほぼ毎年記されているが、その内容はど

れも苗代川の御飯屋に藩主が立ち寄った際の様子を記す内容に終始している。その後は、「留帳」と「東大本」のみとなるが、この二つとも元禄八（一六九五）年まではこれといった差異はない。内容に違いがあらわれるのは元禄一五（一七〇二）年以降で、お互いが内容を補足しあうものとなっている。

次に、具体的な表現について見てみたい。慶長三（一五九八）年の記述を見てみると、「東大本」「黎明館本」は完全に一致した文章で、慶長三年の干支についてどちらも「戊戌」のところを、「戊戌」と間違っている。さらに「留帳」と比べると、若干の表現の差異があるものの含んでいる内容は全く同じである。また、延宝三（一六七五）年に着目すると、「留帳」と「黎明館本」はどちらも「延宝」を「寛宝」と間違っている。これらは一例にすぎないが、全体を通観していくと、同じようなパターンが全体を通してとらえられるのである。特に「東大本」と「黎明館本」は、内容ばかりでなく文章の表現も酷似している。

以上のことから、これら三史料は、根源的には一つの記録であったものと考えられる。そして、写本が繰り返されるうちに、情報が付け加えられたり、場合によっては捨てられたり、表現が変えられたりして現在に伝わったと思われる。

ここで、「立野並苗代川焼物高麗人渡来在附由来記」*¹²（以下、「渡来在附由来記」という）という文政六（一八二三）年の記録に、「苗代川由来記」という言葉が出てくることを付け加えておきたい。この記述は、藩の役人を勤めた村田甫阿弥と苗代川の主取を勤めた朴平意が執筆したものであるが、この中の村田甫阿弥が記した「立野焼物濫觴於御當國名物白焼物相出来御物竈被召建候星山ヶ事 但田原・有村焼物稽古商賣焼御

免の由来」の中に「・高麗町は多人数被召置町立候付、只今高麗町とは右由来に御座候、其後苗代川江都て被召移、此儀苗代川由来記に委く御座候、」(傍点は筆者付す)と記されている。

「東大本」は、陶工たちが高麗町から苗代川に召し移されたことに関して詳しく述べており、また、宝暦十三(一七六三)年で終わっているの、仮にこの「苗代川由来記」という言葉が「東大本」の底本を指しているとするならば、のきなみ幕末から明治時代のものと思われる苗代川に関する記述の中で、特にその存在の時代が上がるもので、内容や形式に類似点が多に多い文書の底本であるようにという可能性さえ考えられる。しかし、今回そのことについては明らかにすることができなかった。

第3章 三史料が記す史実

三史料に記された大まかな歴史の流れは、第2章の解説文比較表を参照していただければ、つかむことができるであろう。ここでは、特にいくつかのテーマに絞って紹介したい。

(1) 苗代川の支配体制

慶長三年朝鮮陶工が渡来してから五、六年ほど過ぎた頃、申木野島平にいた陶工達と周辺住民とのトラブルが起こり、彼らは極月(二月)苗代川に移る。^{*13}「伊集院由緒記」によれば、苗代川はもと市来の養母村内の土地であったが、慶長八(一六〇三)年に申木野下名村の本壺屋という所から朝鮮陶工たちが移ってきて、苗代川が建てられた時、伊集院に配されたという。

さらに三年ほど経って、渡来陶工の状況が藩主の耳に達し、彼らに保

護の手が差し伸べられている。保護の内容は、三つの史料とも共通しており、屋敷を二三カ所下され、朴平意が庄屋に任命されて切米四石と屋敷を与えられ、苗代川の人々に八七石を下されたとある。とくに「東大本」「黎明館本」によれば、保護の根拠は、それまでの薩摩藩内には焼物がなく不自由していたため、焼物所を建てて試験したところ非常に良くてきたので、焼物の振興が今後国に利益をもたらすとされたためであった。このとき焼物に関する責任者となったのは、「黎明館本」に「焼物惣差引人」と記される朴平意である。前述のとおり、平意は庄屋でもあり、苗代川の責任者である庄屋が焼物の責任者も兼任している。これが苗代川に対して行われた最初の保護策と言えるが、この後も継続して様々な優遇措置や保護対策がとられていく。

薩摩藩内で焼物用の白土が発見されると、その頃から苗代川に奉行が交代で常駐し、御用焼物及び朝鮮陶工を支配するようになる。薩摩焼の中で白薩摩は藩の御用品として扱われ、長く一般に流通することはなかったとされるが、「御用焼物ハ勿論朝鮮人之儀御支配被成候」(留帳)とあるので、白土が発見されて白い焼物が焼かれるようになった当初から、御用品として扱われていたと思われる。ただし、これは苗代川で焼かれる焼物全体を指したのではなく、白い焼物を中心とした上品を対象としたものであったと思われる。その後神之川着船の人々も苗代川に移されている。

そして、藩主が参勤交代で市来の御飯屋^{*14}に立ち寄るときは、苗代川の人々が呼ばれて神舞踊りを披露するようになり、さらに苗代川の茶屋之松というところに御茶屋が建てられ、藩主がそこで休息をするようになった。この休息の際の様子は、三史料ともほぼ一致しており、御蔵から米

一石が支給されて甘酒や焼酎が調えられ、味噌や醤油、必要な道具等が御春屋で準備され、串焼を献上し、店には焼物を並べ、男女数十人が藩主御休息のために詰め、ここでも神舞が披露されている。

寛文九(一六六九)年には、鹿兒島前之濱に着船し高麗町にいた人々も苗代川に移され、ここでは詳しくはふれないが、薩摩焼の豎野系・龍門司系につながる一部の人々を除き、渡来した朝鮮陶工たちがすべて苗代川に集められる。このように、苗代川は焼物の産地として、朝鮮陶工の村として極めて計画的、組織的に整備されていた。しかも、屋敷を造って与えたり、もともと百姓が住んでいた土地を、百姓を移住させたいと与えたりするなど、その保護には非常に大きな力が注がれた。

延宝三(一六七五)年になると伊集院麓にあった御飯屋が苗代川に移される。この時、庄屋であった申真川が御飯屋守となり、庄屋は李利官が任命された。これを境として、藩主が参勤交代の折必ず苗代川に立ち寄り、二、三日滞在することが慣例となる。御飯屋がどこにつくられたかはこの三史料には記されていないが、「伊集院由緒記」「古記留渡海以来之事件」^{*15}(以下、「古記留」という)及び「朝鮮人根本抜粋」^{*16}(以下、「根本抜粋」という)には、「釜ノ平」に建てるとある。釜ノ平については現在も美山に竈之平という小字が残っており、薩摩焼の工房が集まる東市来町美山周辺の地区である。そして、同時に茶屋之松の御茶屋もこの苗代川の御飯屋内に移される。茶屋之松も現在小字として残っており、釜の平から北西に数百メートルほどの場所である。

「留帳」「黎明館本」の二つの文書には、御飯屋に関する記述はこれ以外にはない。一方、「東大本」の延宝八(一六八〇)年の項の最後に挿入文があり、それによると、釜之平の御飯屋を藤之尾に移したとある。

八月に普請奉行、焼物奉行等が藤ノ尾を調査し、一〇月から普請に入り、翌年一月二九日に完成したとある。これを補足してくれる記述が、「古記留」^{*17}「苗代川記」「根本抜粋」であり、これらにも、延宝八年に御飯屋を釜之平から藤之尾に移し、それに関して八月に藤ノ尾を調査、一〇月頃普請に取りかかり、翌年正月に完成したとある。藤ノ尾という小字も現在残っており、これも東市来町美山周辺の場所、地図で見ると、釜の平と藤ノ尾は隣り合わせの地区である。現在、御飯屋跡の所在地が東市来町美山の沈寿官窯の辺り^{*18}ということしか分からないのは残念なことであるが、この場所は藤ノ尾の地区内にある。

貞享元(一六八四)年になると、野村右馬介が苗代川の地頭となり、その後は何事についても右馬介の支配となる。これについて、「東大本」並びに「苗代川記」「根本抜粋」「古記留」には「伊集院引分別立に被仰付候」と記され、苗代川が伊集院郷から独立したとも考えられる表現となっており、特に「伊集院由緒記」にはその後享保四(一七一九)年になって、「苗代川儀伊集院支配ニ被仰付候」とあり、これも伊集院郷からの独立を窺わせるものである。しかし一方で、御飯屋普請や道橋普請、藩主が苗代川御飯屋に立ち寄る際の諸事の一部分を今ままでおり伊集院から勤め、「東大本」「黎明館本」に「諸郷並の役目被仰付」とある。また、「諸郷地頭系図」^{*20}には、郷として苗代川の名は存在しないし、地頭として野村右馬介の名は見られない。ここでの苗代川の扱いは、右馬介が地頭に任命され、苗代川の支配についていっさいの権限をもったものの、それは、苗代川に対して郷並の組織体制が設けられる特例措置がなされたものと考えられる。それに伴い翌年、苗代川の組織改正が行われ、庄屋が役人と改名され一人から三人となり、うち一人が御飯屋守兼役、與

頭六人、横目二人、竹木見廻牛馬役二人が置かれた。

一般的に郷は寛永年間(一六二四―一六四四)のうちに掛持地頭となり、地頭が鹿児島定府となったため、現地での代役を噺(郷士年寄)が務めたが、苗代川の場合は野村右馬介が苗代川のみ役目をおい、ここに地頭として赴任していたのであろう。

このとき、他の郷にはない特別な役職として置かれたのが細工主取二人である。前述のとおり、これまで庄屋役が兼務してきた焼物の監督について、専門の役職が設けられたのである。この役職の初代を勤めたのは、「留帳」によれば、休圓、龍官(「渡来在附由来記」には車休圓、朴龍官と記される)であった。

元禄八(一六九五)年には、地頭が伊勢松浦へ代わり、さらに元禄一六年には地頭長瀬百阿弥の名が見え(「東大本」には、宝永六(一七〇九)年に百阿弥が地頭になったとある)、さらに長瀬の死去により跡役に鍋倉光阿弥が仰せ付けられている。このように、特別の組織体制が取られてきた苗代川も、享保四(一七一九)年には、再び伊集院支配に戻される。

苗代川の組織体制の充実は、焼物の振興と比例している面があると思われる。朴平意が庄屋に任命され、以後充実度を高めてきた組織体制から、苗代川で生産される焼物が軌道に乗り、規模も大きくなり、当初のもくろみ通り国益につながるような発展を遂げたことを窺うことができる。貞享元(一六八四)年、苗代川に地頭が置かれ、郷並の扱いを受け、細工主取が二名置かれたのは、焼物生産が軌道に乗った苗代川のさらなる発展を目指したものでなからうか。しかし、結局この体制は長続きせず、二五年後の享保四年、元のように伊集院支配に戻るのである。

(2) 御飯屋守と庄屋役

渡来した陶工達が苗代川に移った後、苗代川の組織に関わった人物として最初に登場するのは、朴平意^{*21}である。平意は、渡来陶工達の悲惨な状況が藩主の耳に達し、最初の保護の手が差し伸べられたとき、苗代川の庄屋及び焼物惣差引人となった。

薩摩の外城制度においては、庄屋は村政の責任者で、郷士が任命され、任期は七、八年程度、俸給としての田地が与えられた。村といえ、その大部分が農村であったため、庄屋は農村的な役職であった。また、郷士には、禄高を持つている高持士、住む屋敷を公式に支給されている一ヶ所士、藩から全く俸給のない無屋敷士の三種類の区別があったという。朴平意が庄屋に任命されたということは、この時から苗代川が伊集院郷における村としての扱いを受けたと考えられる。しかし、苗代川は農村ではなく焼物を基盤とした集落であるため、一般的な村政とは異なった体制がとられたと思われる。平意はもちろん郷士であったとは考えられないが、郷士でも無報酬の者がいる中、石高と屋敷を支給されており、特別な優遇を受けたと言っているだろう。

前述したとおり、苗代川の庄屋は焼物の責任者も兼ねており、朴平意が苗代川の最高責任者となった。

次に庄屋となったのは、藩内に焼物用の白土を発見した功績を認められた平意の子朴貞用である。白土発見がいつであったか、三史料には全く記載がないが、「苗代川記」「渡来在附由来記」には慶長一九(一六一四)年であったとされる。ただし、両者とも白土発見を朴平意としているので、些かの疑問が残る。朴貞用の代役は何三官、次に伸真川が任命された。

延宝三(一六七五)年になると苗代川に御仮屋ができ、これを境に伸真川が御仮屋守となり切米四石を支給され、庄屋の代役には李利官が任命される。御仮屋守が庄屋役から任命されていることから、御仮屋守という役の重要性和立場が窺われる。御仮屋守は、翌年真川の子太郎兵衛に代わる。御仮屋守へは屋敷と切米四石が支給されており、庄屋と御仮屋守の俸給は同じであったようである。その後、貞享元(一六八四)年には御仮屋守伸伴屯という人物が登場する。

翌二年になると、庄屋が役人と改名されて一人から三人に増員され、それぞれ切米三石六斗が支給され、この他與頭六人、横目二人、竹木見廻牛馬役二人が置かれた。この時役人に任ぜられたのは、利官、可春、伴屯(東大本では伊屯)〔渡来在附由来記〕には李利官、伸可春、伸伴化と記される)の三人である。利官は、それまで庄屋役を務めていた人物で、再任という形である。御仮屋守は、役人の中の一人に兼役させる形となり、これには伴屯が当たっており、この時の苗代川の最高責任者はこの伸伴屯であったと思われる。

その後、元禄元(一六八八)年役人利官の代役に欣勝が、元禄八(一六九五)年には可春の代役に利順、伴屯が御仮屋守のみとなり、役人の代役に謀諄が任命される。さらに元禄一六(一七〇三)年には御仮屋守主山の名がみえる。

以上、苗代川の御仮屋守と庄屋役について述べてきたが、彼らが苗代川の責任者であり、藩とのパイプ役を担った人々である。

ここで、御仮屋守と役人を仰せ付けられた伴屯という人物について触れておく。この人物と同人であると思われる名前は、「東大本」には「伊屯」「伴屯」、「黎明館本」には「伴屯」として登場する。この他、

「苗代川記」では「伴屯」、「渡来在附由来記」には「伸伴化」、「苗代川方限境調書」には「伸伴屯」、「大武本」では「許屯」とされる。さらに『陶器全集』に紹介された「留帳」では、「伴七」とされている。

ここに紹介した史料の中で、原本をみているのは「黎明館本」と「留帳」のみで、「東大本」「苗代川記」は大正六年と十二年に島津家臨時編輯所の伊地知氏が写したものの影写本、「渡来在附由来記」は『日本庶民生活史料集成 第十卷』所収のものを参考にし、「苗代川方限境調書」は、有馬俊郎氏(有馬氏蔵)の写本の複写を底本とした。すべての史料に対して原本をあたっていないため、この人物の名前を最終的に解読して特定するのは困難ではあるが、検討を試みてみた。

前述したとおり、この人物については、「伴七」「伊屯」「伴屯」「伴屯」「許屯」「伸伴化」「伸伴屯」の七種類にも及ぶ名前が付けられている。ここで注目したいのは、それぞれの字のくずしが、比較的似ていることである。そのために、写本したときあるいは解読を行ったとき解釈の違いが生まれ、これらの違いが出たと思われる。結論から言うと、その人物の名は「伸伴屯」と思われる。

今回取り上げた三史料の中で伸伴屯についての記述は、延宝五(一六七七)年から元禄八(一六九五)年にかけて見られるが、それから約一〇〇年後、橘南谿が苗代川を訪れたときの様子が記されている『西遊記』^{*22}の記述をここで紹介したい。それによれば、「則ち庄屋の家に入り、酒飯等のもてなしを受けて、初めて対面して名を問えば、シンポウチュンと答う。其文字をとえば伸伴屯と書くという。」というのである。時代の違いはあるものの全く同じ名前の人物が、問題の伸伴屯と同様、村の責任者を勤めている。苗代川に関する記録等を見ていくと、時代を超え

て同じ名前に出会うことがある。例えば、苗代川初の庄屋で、薩摩焼開祖とされる朴平意から約二〇〇年後の文政六(一八二三年)には、その六代朴平意という人物が存在し、さらに『陶器集説』の「陶器起元製造書」にも、「寛永之頃朴氏平意嫡子貞用と云者・(中略)・苗代川白焼之發起ハ此兩人なり、其孫に今有り朴平意と云」とするとおり、明治五年にもその子孫が朴平意という名で存在している。このようなことから、一〇〇年後とはいえ、伸伴屯という人物が存在し、同じく庄屋(役人)を勤めていたということは大きな意味を持つものと考えられる。

また、役職は父から子へなど、その身内に譲られることが間々あった。「留帳」では、御飯屋守として伸伴屯が最後に記されるのが元禄八(一六九五)年、次の主山の名前が登場するのは元禄一六(一七〇三)年である。主山の姓は「根本抜粹」「古記留」などから伸氏であったことが判明する。現在苗代川の墓地に行くと、元禄一四年に没した伸伴屯という人物の墓が残っており、この伸家には、時代はちがうが伴屯、主山という墓も存在する。伸家では伴屯、主山という名の者が複数人いたのである。伸主山は伸伴屯と同一家の人物、おそらく伴屯の子ではなからうか。そして、苗代川に残るちょうど御飯屋守交代の時期にあたる元禄一四年の伸伴屯の墓は、その没年から御飯屋守伸伴屯の墓であろうと思われる。

(3) 和名と朝鮮名

三史料には、苗代川の人々が藩主より名を拝領したという記述が、次のように見られる。

ア「右(朴)清左衛門江御目見得被仰付、庄屋代役被仰付御切米四石被成下、名貞用と拝領仕候、」(「留帳」、三史料にあり)

イ 寛永年間(一六二四―一六四四)末「貞用事老人ニ罷成候故、庄屋役御断申上候処ニ、寛永之末代役何氏江被仰付、名三官と拝領被仰付候」(「留帳」、三史料にあり)

ウ 延宝三(一六七五)年「其節真川事御飯屋守被仰付御切米四石被成下、庄屋代役李氏庄左衛門江被仰付、利官と名拝領仕申候、」(「留帳」、三史料にあり)

エ 延宝五(一六七七)年「其晩山下喜右衛門、爰元御奉行國分仲七左衛門御取次を以九人名拝領被仰付候、(中略)右九人ハ伴屯・金官・大官・頓官・勝賢・可春・利訓・陳訓・龍仙と申者ニ而御座候、」(「留帳」、三史料にあり)

オ 貞享二(一六八五)年「其度諸右衛門並原五右衛門兩人へ名拝領也、(御筆にて欣衛謀淳也)」(「東大本」)

このように、拝領した名前は朝鮮風のものである。アの朴清左衛門が貞用となり、ウの李庄左衛門が利官、オの諸右衛門と五右衛門が欣衛、謀淳の名前となったこととくである。それでは、朝鮮風の名前を拝領するまではどうであったのかということが問題となるが、これも拝領前の名が和名であったことがアからオの例を見れば明らかである。渡来して以来、苗代川の渡来陶工の間では和名が広がっていたことが窺われる。

さらに、苗代川で和名が広がっていたことを示す、興味深い記述がある。それは、「古記留」と「苗代川記」の万治二(一六五九)年の項に「当年池之元塔供養、名字實名不知故名迄記也、尤皆共日本之名ニ而有之候、凡六十二年ニなる」とあり、皆日本の名前であったことが窺われる。

また、朴貞用、李利官は、苗代川を監督する立場である庄屋に任命さ

れたのをきつかけに名を拝領し、延宝五年に名を拝領した九人の中の伴屯・可春は貞享二年に組織が改正された際、庄屋に代わる監督職の役人になった人物である。その他の人々も藩主が苗代川に立ち寄った時に進上物をしたり、藩主から金子を拝領しており、オの「諸右衛門」も、藩主の前で朝鮮字を書き、読み方を披露したことが記されている。つまり、朝鮮名は藩主からの拝領によって名乗ることができたもので、和名が一般化していた朝鮮陶工達の間で朝鮮名を拝領したのは、苗代川の中でも藩主に御目見得のできる立場にあつた者など、極めて限られた人々であつたと思われる。

元禄八(一六九五)年になると、和名が一般化していた苗代川に、和名禁止令が出される。すなわち、「留帳」に「大玄院様御参府之節爰元御着被遊御意候ハ、朝鮮筋目之者太郎次郎之名風俗不相應ニ有之候間、名々本國之名ニ可改旨被仰出、憑之改帳相認阿久根御飯屋ニ而差上申候、」(「東大本」にも同様の記述がある)と記されており、朝鮮筋目の者が太郎や次郎といった日本の名前であるのはその風俗に不相応だから、皆朝鮮名に改めよという命が藩主綱貫(大玄院)から出されたのである。改名の結果は、改帳に控えられ阿久根御飯屋に提出したと記され、この時点で苗代川の者たちがすべて朝鮮名を持つことになった。

また、苗代川の人々の風俗が日本式の名前には不相応だったという一文から、苗代川では朝鮮の風俗がこの頃も保たれていたということが判明する。そして以後もこの風俗が保たれていた事実は、苗代川を訪れた人々が記した紀行文にも紹介されている。天明二(一七八二)年頃苗代川を訪れた橘南谿は、著書「西遊記」の中で、「今に至り、其子孫打つづき、朝鮮の風俗の儘にて、衣服、言語も皆朝鮮人にて、日を追うて繁茂

し、數百家となれり」「都て此ノシコロの風俗、皆、惣髮にて、額の上を集めてゆいたり」「衣服は茶色の絹にて袖広く法衣のごとく、上み裾分かれたり」という様子で、朝鮮の風俗がそのまま残っていたことを記している。

享保七(一七二二)年になると、氏字の使用が全面的に許可される。氏字の使用については、「留帳」の享保六年に「御假屋守主山、役人欣達・守碩・春勝事御願申上、代々嫡子老人ツ、い十院衆中格ニ被仰付、氏字御免被仰付候、」と記されており、これ以前にすでに一部許可が出されていた。これに関しては、『旧記雑録後編』『繼豊公御譜中 正文在文庫

覚』(享保七寅九月十八日)に同様の内容の記述があり、享保七年の出来事であつたことを裏付けることができる。そして氏字の全面的な許可について、「留帳」には享保七年に「爰元惣人数中江朝鮮老筋之氏字御免被仰付候」とあり、東大本には享保六年に「朝鮮より銘々持合の氏字御免被下候、鄭・白・李・崔・金・何・姜・朴・朱・陳・林・惠・車・甲・沈・卞・丁合十七姓也」と記される。この内容についても、前述の「繼豊公御譜中」の中に「苗代川之者共、朝鮮國ニ而之氏、當分十七姓有之由、依之此節より名之上ニ面々之氏を一字ツ、書付候様ニ被仰付候、勿論右通被仰付候儀、名字ニ而ハ無之候、格式茂やはり此中之姿ニ而、少茂品能為被仰付儀ニ而無之候、(中略)此節氏之字御免被成候儀者、本國にて持合之氏之字ニ候故、一字ツ、氏之字書候儀迄を今度御沙汰之上御免被成事候條、右之旨を存聊不致忘却、至以後存違不成合之儀共曾而無之様可相心得候、尤伊集院暖共より諸事申渡儀無違背可相守候、」とある。これを見ると、氏字の許可はあくまでも朝鮮での氏字を書くことを許可したもので、一字を書くものとし、日本でいう名字とは全く

別のものであるとしている。また、風俗も今までどおりであることを記しており、この氏字の許可は、苗代川の朝鮮風俗化をさらに進めるものであった。

ここで、氏字使用の許可にあたって東大本に記された十七姓についてみてみたい。三史料では、薩摩に着船した人々についての記述はほぼ一致している。すなわち、上陸した土地は、串木野島平、市来神之川、鹿兒島前之濱の三カ所で、島平に上陸したのは、安・鄭・李・張・卞・朴・黄・林・車・朱・盧・羅・燕・姜・何・陳・崔・丁の十八姓、神之川は、申・金・盧の三姓で、合計二十姓である。

そして「東大本」の享保六（一七二二）年の項に朝鮮から持ち合わせた氏字として記された姓は、鄭・白・李・崔・金・何・姜・朴・朱・陳・林・惠（盧）・車・甲・沈・卞・丁の十七姓である。島平に上陸した姓の中にあつて、この中に記されていないのは、安・張・黄・羅・燕の五姓で、安・張は沖繩に陶法指南に行き、黄・羅・燕は渡来してすぐ断絶したとされるため、残りは一五姓である。しかし、享保六年にはこの他に白・沈の姓が加わっている。これらの姓は渡来当時から持ち合わせたものとして紹介されているので、この二姓は到来当時の記述の中で具体的に記されていないかった鹿兒島前之濱に着船し、寛文九（一六六九）年に苗代川に移された陶工の姓であると考えられる。このため、渡来当時の姓氏は合計二二姓あつたと思われる。この二二姓は、渡来年を文禄年中とした『慶藩名勝考』で紹介されている姓名二十二姓と一致したものである。

さらに、前述の『西遊記』において橋南谿は、「初めとらわれ来たりし姓氏十七氏、所謂、伸・李・朴・卞・林・鄭・車・姜・陳・崔・盧・

沈・金・白・丁・何・朱なり」と記しているが、申氏は後に伸と姓名を代えているので、その内容は、「東大本」の姓と完全に一致している。

南谿は、苗代川^{*23}の庄屋から村の人別帳を見せてもらっている、あるいはそこに記された姓を渡来した姓として書き記したのではないかとと思われる。そうすると、「東大本」の十七姓と南谿の言う十七姓が全く一致していることはうなずける。その後、文政一（一八二八）年に苗代川を訪れた高木善助もその著書『薩陽往返記事』の中で、「先祖薩州へ来たりしは、纔十七家なりしが、今は數百家あり」と記している。高木は、同書の中で南谿の説は、苗代川のことを含めて諸国の談が、奇に過ぎていることが、自分がその地を訪れてみてわかつたと記しているが、この一七姓については南谿の談に従つたようである。

いずれにしても、苗代川の人々が朝鮮名を名乗り、氏字を使用していたことは、南谿が苗代川を訪れたとき、庄屋が伸伴屯という人物であつたこと、苗代川の人別帳に金慶山、白孝基といった名前があつたと記していることなどからも知ることができる。

その後の、名前や風俗に関する政策の動きについては今後の課題として残るが、前述の『薩陽往返記事』には「女は日本名なれど、男は今に朝鮮名にて・・」とあり、ウィーン万博の出品者リストに朝鮮名が記されるなど、参考となる記述も散見される。

むすび

これまで、苗代川に関連する三つの史料について紹介してきたが、今回取り上げた「留帳」「東大本」「黎明館本」は写本類であつて、作成者の意図による誇張された表現等がない、比較的信頼できるものであつた。

「留帳」は、ウィーン万博という明確な目的を持ち、薩摩焼の歴史を紹介する補足的な提出資料に含まれているものであった。そして、これらの三つの史料は、根源を一つにするもので、それからの写本であったと思われる。

はじめに述べたように、今回の一つの目的は苗代川における焼物の歴史を紹介することにあつたが、今回取り組んだ三史料には、窯や焼物をめぐる当時の状況、作品についての情報は具体的にはほとんど記されていなかった。しかし、三史料の内容から分かるとおり、薩摩藩は苗代川に対して極めて積極的な政策をとっている。焼物の振興により国益をもたらすことを目的として意図的に構成されていた苗代川であるだけに、藩の支配体制から焼物の状況を窺い知ることが可能であると思われる。この視点で、当時の焼物の状況の一端を窺うことを試み、結語にかえたい。

渡来以来藩の最初の保護がなされるまでは、渡来朝鮮陶工たちは非常に厳しい状態にあつた。まず、串木野に着船した人々が住民とのトラブルで苗代川付近に移ってくるが、そのトラブルが焼物小屋で起こっているため、彼らは薩摩藩の保護が行われる以前から独自に焼物製作を行っていたことがわかる。現在では串木野窯跡の存在も確認されている。苗代川に移ってから保護までの約三年間の間に焼物が焼かれたかに関しては、今回の資料からは不明である。しかし、苗代川に移った当時の状況は、非常に哀れなものであった。

藩の最初の保護が行われてから苗代川に御飯屋が出来るまでの約七〇年間で、薩摩藩内に焼物用の白土が発見されるといふ、その後の苗代川に対する藩の態度を決定づける出来事があつた。これが大きなきつかけ

となつて、藩が次々に苗代川の発展のための保護策を打ち出している。三史料に記述のある二五〇年間の中で、藩が行った保護策はこの時期に集中している。

寛永年中(一六二四―一六四四)には、神之川に着船した人々が、寛文九(一六六九)年には城下高麗町にいた人々が苗代川に移された。また、この間二回にわたつて、元々地元の百姓が住んでいた土地を、百姓を別地に移して苗代川の人々に与え、その他にも、焼物の薪用として市来の前山、伊集院の寺脇村・大田村・富田村からも土地が与えられている。保護はこのような土地の提供だけにはとどまらない。彼らに対して行われた最初の保護は、屋敷を二三方所を与える事であつたが、その後も数回に渡つて一三〇以上の屋敷が与えられた。

寛文六(一六六六)年には、苗代川の住民に無礼があつたら本人は勿論その親族までも罪科に処すとおふれが出され、延宝三(一六七六)年には、他所に縁組みして苗代川を出ることを禁じ、他から苗代川に入ってくるのみ許可している。このように、藩が苗代川に対して行った保護策は極めて徹底しており、その発展に並々ならぬ力を注いでいたことが窺われる。

苗代川が一つの郷並の扱いを受けるようになるとそれまで庄屋が兼任してきた焼物の責任者の業務を、専属で行う役職細工主取が二名設けられている。これは、苗代川の焼物の振興を押し進めるための対策と捉えられよう。この時期も、藩主の苗代川の訪問は相変わらずであつた。また、この時期に入つて組織体制が替わつたことにより、これまで約一〇年間にはほとんど見られなかつた焼物薪用の土地や屋敷の提供が再び行われている。

この時期までの記述を見ると、苗代川の発展は極めて順調に進んでいるように見える。しかし、この体制は約三〇年しか続かず、また、元のように苗代川は伊集院支配の中に組み込まれていく。その陰りとも思われる記述が見え始めるのが、享保元（一七一六）年頃である。

享保元年の「留帳」に、役人謀諄が職を断つたため、地頭から順勝が指名されたが翌年には断り、さらに次の下新雪も断るといふ記述が見られる。役人とは苗代川の責任者であり、代々高と屋敷が与えられる、本来ならば名誉ある職と言えらるうが、この頃その役人職が敬遠されている。これについて、「東大本」に興味深い記述がある。それによれば、地頭長瀬百阿弥の代になると、苗代川というわずかな土地に対して郷並の雑費がかかり、郷並の勤めをしなければならないので、役人を申し付けてもすべて断ってしまう。そのため苗代川地頭を引き取って伊集院支配にしたというのである。

今回取り上げた三史料の記述は、ここで終わっている。しかし、「渡来在附由来記」には、その後焼物が約二〇年間で絶し、焼物主取も置かれず、再び取り立てられたのは、延享（一七四四〜一七四八）の末から寛延年中（一七四八〜一七五二）であり、その頃は白土や白葉の調合を覚えていた者はわずかに五、六人であったと記されている。また、「古記留」には享保一〇（一七二五）年に、諸奉公を百姓同前の扱いにすることを仰せ付けられたとある。

この二つの記述から、伊集院支配に戻ってわずか五、六年の後に苗代川の人々に百姓並の奉公が科せられたことにより、焼物は次第に下火となり、二十数年後の延享末から寛延年間の頃になるまで、その活動が中断したものと思われる。薩摩藩における農民の年貢負担は、八公二民、

すなわち税率八割と言われるほどの重税がかけられていた。苗代川の人々がこのレベルの年貢負担を強いられたとしたら、焼物など造りようもなかったことは想像に難くない。このような苗代川の焼物には厳しい政策がとられた背景は、現在のところ明らかではない。しかし、この政策がとられる前に見られる苗代川組織の破綻と、全く無縁のものではなかったであろう。

これまで、苗代川に関する三つの史料の紹介と若干の考察を述べてきたが、いずれにせよ、今回取り扱った三つの史料はわずか一五〇年ほどの記録である。その後の苗代川の展開に関しては今回は明らかにできなかった。薩摩焼に関しては、現存する文書等から、作られた焼物や窯の在、窯跡の発掘調査が徐々に進んでおり、考古学的見地から少しずつその歴史が明らかになってきている。この一文が、今後さらに進んでいく研究の中で、その時代背景を知る参考となれば幸いである。

- * 1 『日本陶窯史 薩摩焼総鑑』前田幾千代著 陶器全集(第一八回) 昭和九年十月刊行(陶器全集刊行会)
- * 2 昭和六年から一二年にかけて刊行された『陶器全集』(全二〇回)を再構成し、全四巻として刊行したものである。陶磁器の産地ごとにその歴史を紹介している。
- * 3 「図解薩摩焼」は、初版の『陶器全集』の編集に関わった小野賢一郎氏によって命題されたものである。
- * 4 小杉氏は、天保五年に阿波徳島に生まれる。明治五年から新政府に出仕し、同一五年から東大文学部古典科准講師、同二二年には帝室博物館歴史美術部に所属、三二年には東京美術学校教授となっている。
- * 5 国立国会図書館監修。これによれば、国会図書館は小杉氏から九点四〇〇冊の本を大正二年から三年に渡って購入している。
- * 6 原本は明治三〇年発行、田中芳男・平山成信編輯、国立国会図書館蔵。これを復刻し、平成一〇年フジミ書房が発行したものを底本とした。
- * 7 底本の「記要」には局とのみあり、詳細は不明である。
- * 8 ウィーン博覧会の薩摩焼出品作品については、『世界のさつま』「薩摩焼の歴史とその多様性」(山下廣幸氏)に詳しい。また、その時鹿児島県は陶器・硝子器部門で土器及陶ノ茶器類が進歩賞を受賞している。
- * 9 黎明館と東京大学史料編纂所が平成九年から共同で進めている。
- * 10 東京大学史料編纂所が所有している平安時代後期から明治時代中期までの鹿児島県関係の公的な行政関係資料である。
- * 11 『薩摩苗代川新考』(大武進著)一九九六年二月刊
- * 12 『日本庶民生活集成』全二〇巻所収、本文は、この中で紹介されている解説文を底本とした。選者原口虎雄氏によれば、これは原口氏の写本を底本としており、原本は亡失しているとのことである。
- * 13 「伊集院由緒記」「麿藩名勝考」などには、慶長八年とある。
- * 14 「伊集院由緒記」によれば、苗代川の人々が呼ばれた市来の御飯屋は湊町にあったとされる。市来湊の御飯屋は、慶長一八年にはその存在が認められ、現在市来町役場となっており、地図で見ると、苗代川から直線で八キロほどの所である。
- * 15 「古記留渡海以来之事件」は明治五年に記されたもので、原本は苗代川の玉山神社の宮司をつとめた故松田道康氏の所蔵であった。本書は伊集院の有馬俊郎氏がこれを写したものを底本とした。
- * 16 東京大学史料編纂所蔵『苗代川資料』所収
- * 17 東京大学史料編纂所蔵『苗代川資料』所収。これも簡条書きのスタイルの苗代川に関する記録である。「東大本」と同類のものと思われるが、若干の内容の違いがある。
- * 18 『鹿児島県の地名』によると、寿官の陶苑は、仮屋跡地に設けられたという。
- * 19 外城が郷と改称されたのは、天明三(一七八三)年のため、本来外城と表記すべきであるが、本文では便宜上郷という表現を使っている。
- * 20 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺諸氏系譜一』所収
- * 21 現在も薩摩焼の祖として知られており、苗代川に明治一八年に建

立された記念碑が残っている。

*
22

原本の「西遊記」は、橘南谿著、寛政七（一七九五）年刊。本文は東洋文庫『東西遊記2』（平凡社）所収のものを底本とした。

*
23

「西遊記」（橘南谿著）によれば、申という字は、日本では十二支の申（さる）と読むために、名前の披露の時に「さる」と発音されるため、人偏をつけて伸の字に改めたという。

